

有田川町 男女共同参画計画 コンチェルトⅣ



コンチェルトとは・・・

独奏楽器と管弦楽器が互いに競い合い、そしてひとつにとけあうようにつくられた曲です。男女の関係もお互いに競い合い、協力し合い、そして共にひとつになってこそ真の関係と言えるのです。

令和7(2025)年 3月
和歌山県 有田川町

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 男女共同参画をめぐる動向.....	2
3. 計画の位置付け.....	4
4. 計画策定の経緯.....	5
5. 計画の期間.....	5
第2章 有田川町の現状と課題.....	6
1. 統計データからみる現状.....	6
2. 町民意識調査からみる現状.....	11
3. 第3期計画の成果と課題.....	28
第3章 計画の方向性.....	34
1. 本計画の基本理念.....	34
2. 基本目標.....	34
3. 計画がめざす男女共同参画社会.....	35
4. 施策の体系.....	36
第4章 施策の展開.....	37
基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり.....	37
基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり.....	43
基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり.....	51
基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり.....	55
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり.....	59
第5章 計画の推進体制.....	68
1. 庁内推進体制の整備.....	68
2. 町民、関係団体、事業者等との連携確立.....	68
3. 国・県等関係機関との連携.....	68
4. 計画の進行管理.....	69
資料編.....	70

【コラム】 語句解説

- 「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とは？・・・・・・38
「くるみんマーク」とは？・・・・・・49
「家族経営協定」とは？・・・・・・50

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、平成11(1999)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、見直しを重ねながら男女共同参画の推進に取り組んでいます。

近年では様々な法整備が進み、男女共に家庭や職場、地域社会等の多岐にわたる分野で平等に活躍することができる環境の整備が全国的に進められています。しかし現状に目を向けると、女性の社会参加や男性の家庭参加等の状況において依然として課題が残っており、他の先進国と比べると、わが国の男女共同参画の状況には改善の余地があります。

有田川町(以下、「本町」という)では、「～川が結び、川が育む、森とまち～人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を将来像として掲げ、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現をめざすとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略において「女性が住みたいまちづくり」を重点的に進めています。

男女共同参画をさらに推進することによって、あらゆる面で男女が共に輝き、将来にわたって持続可能で希望あふれるまちをめざすため、令和2(2020)年3月に「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅢ～」(以下、「第3期計画」という)を策定し、取り組みを進めてきました。

この度、第3期計画期間が満了を迎えるにあたり、「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅣ～」(以下、「本計画」という)を策定します。

2. 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

国連では、昭和 50 (1975) 年を「国際女性年」、その後 10 年間を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めてきました。また、昭和 54 年 (1979) 年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性の性を理由とした排除や制限等、女性へのあらゆる差別を撤廃するための適切な措置を求めました。

平成 7 (1995) 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに、女性のエンパワーメントに関する計画として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。その中で、貧困や教育、健康といった 12 の重大問題領域が設定され、それぞれの戦略目標と、政府や NGO 等に対する行動指針が示されました。「北京宣言及び行動綱領」はその後 5 年ごとに実施状況が確認・評価されており、北京会議から 20 年の節目の年にあたる平成 27 (2015) 年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会」(通称「北京+20」) では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。この政治宣言では、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅く、いまだに世界には大きな格差が残っていることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明されるとともに、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

これらを背景に、平成 27 (2015) 年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う (ゴール 5)」が 17 のゴールの一つとして掲げられています。

(2) 国の動向

わが国では、昭和 50（1975）年に国連が「国際女性年」と定めたことを契機とし、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52（1977）年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関する様々な国内法が整備されてきました。

昭和 60（1985）年には「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。また、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

さらに男女共同参画にかかわる個別の課題への対応として、平成 4（1992）年に「育児休業法」、平成 7（1995）年に同法を改正して介護休業制度を法制化した「育児・介護休業法」が施行され、その後改正を重ねながら育児や介護に関する支援制度の整備が進められてきました。

また、女性への暴力を防止する取組として、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、近年も、令和 5（2023）年の改正で接近禁止命令等の申立てができる被害者の拡大や、命令の発令要件においては生命・身体的な危害に加え、心理的な危害を受けるおそれ大きい場合も適用されるなど、法整備が進められています。また、平成 27（2015）年には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。さらに、令和 6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行され、従来の枠組みでは対応しきれなかった、多様かつ複雑な課題を抱える女性への支援の拡充も進められています。

また、令和元（2019）年に開催された G20 大阪サミットでは、男女平等と女性のエンパワーメントの重要性を強調する大阪首脳宣言が採択されました。このような動きの中で、国は令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、令和 5（2023）年には女性登用の加速化やテレワーク推進の成果目標を設定するなど、近年の社会状況を踏まえた男女共同参画の推進を図ってきました。

しかし、男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本の総合順位は 146 か国中 118 位となりました。教育と健康の値は世界的に高い一方で、政治と経済の値は低く、いまだに男女での格差が埋まっていない現状が浮き彫りになっています。

■ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2024 の国際順位

総合	政治	経済	教育	健康
118 位／146 か国中	113 位	120 位	72 位	58 位

(3) 和歌山県の動向

和歌山県においては、昭和 52 (1977) 年に青少年局育成課内に婦人主幹が配置され、婦人問題連絡会議が設置されるとともに、翌年に婦人問題企画推進会議が設置され、男女共同参画の取り組みが開始されました。また、昭和 57 (1982) 年に「和歌山県婦人施策の指標」を策定し、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定作業を行ってきました。

昭和 63 (1988) 年に「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定された後、平成 7 (1995) 年に同プランの改正が行われるなど、推進体制の整備が進められてきました。平成 10 (1998) 年には男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として「和歌山県女性センター」(現・男女共同参画センター) が開設され、平成 12 (2000) 年には「和歌山県男女共生社会づくりプラン」が策定されました。

また、平成 11 (1999) 年に国の新たな法律「男女共同参画社会基本法」が施行されたことを踏まえ、和歌山県においては平成 14 (2002) 年に「和歌山県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画推進のための基本理念が掲げられました。

平成 15 (2003) 年に「和歌山県男女共同参画基本計画」が策定され、平成 19 (2007) 年以降、改定を重ねながら 5 期にわたって男女共同参画を進めています。

3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法)」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」を包含・一体化するものです。

国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び和歌山県の「和歌山県男女共同参画基本計画 (第 5 次)」を踏まえ、「第 2 次有田川町長期総合計画」をはじめとする本町の関連計画との整合を図りながら男女共同参画を推進します。

4. 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「有田川町男女共同参画推進に向けたアンケート調査」や関係団体に対するヒアリング調査、パブリックコメントの実施等により、広く町民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において第3期計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、学識経験者等で構成する「有田川町男女共同参画計画策定委員会」において審議を重ね、計画を策定しました。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。また、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

（年度）

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅢ～					有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅣ～ (本計画)				

第2章 有田川町の現状と課題

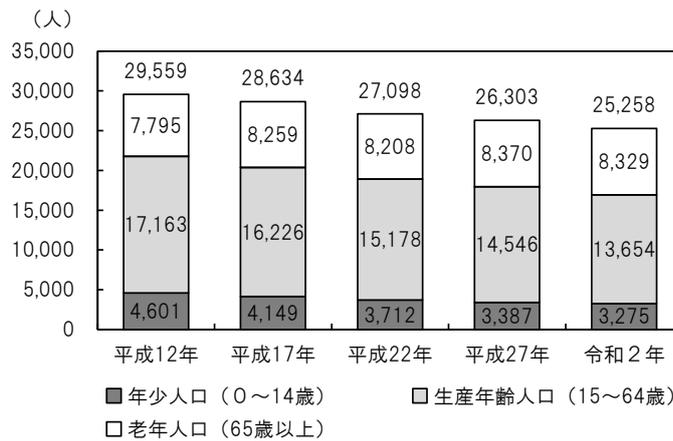
1. 統計データからみる現状

(1) 人口の推移

近年の本町の総人口は減少傾向にあり、平成12年から令和2年にかけて4,301人減少しています。年齢区別にみると、平成12年から令和2年にかけて、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けている一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

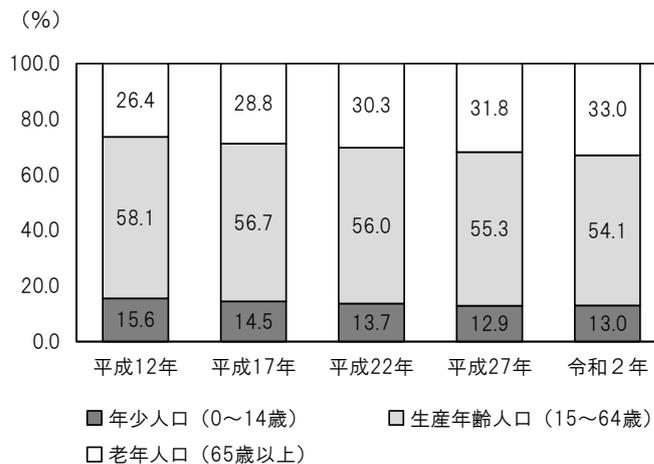
また、年齢3区別の人口比率においても、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は6.6ポイント増加しています。

■総人口と年齢3区別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区別人口比率の推移



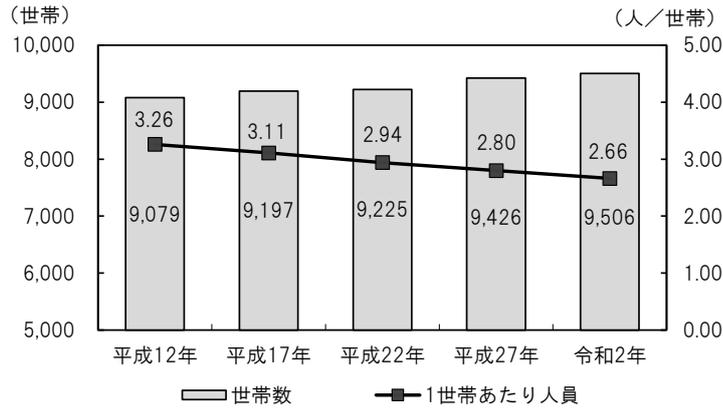
資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

近年の本町の世帯数は増加傾向にあります。一方、1世帯あたり人員数は減少を続けています。

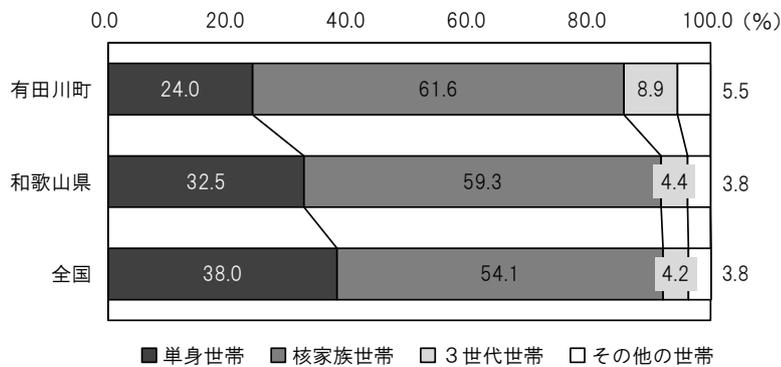
また、世帯類型別の割合を全国及び和歌山県と比較すると、本町の単身世帯割合は24.0%であり、国と県の割合を下回っています。それに対し、核家族世帯と3世代世帯の割合は国と県を上回っています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯類型別割合の国・和歌山県との比較（令和2年）



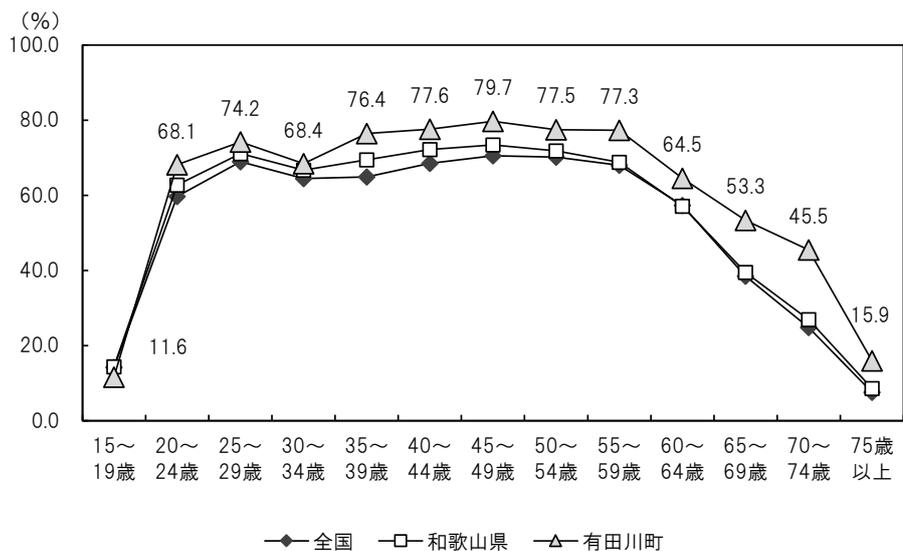
資料：国勢調査

(3) 女性の就業状況

本町の女性就業率を年齢区分別にみると、20代後半で74.2%となった後、30代前半で68.4%に減少しています。その後30代後半で76.4%となり、50代後半まで76%から80%で推移しています。また、20代以上では国と県の値を上回っています。

平成27年と令和2年を比較すると、本町の女性就業率は概ね同程度となっていますが、50代後半から60代前半と、70代前半において差が大きく、令和2年の値が平成27年を上回っています。

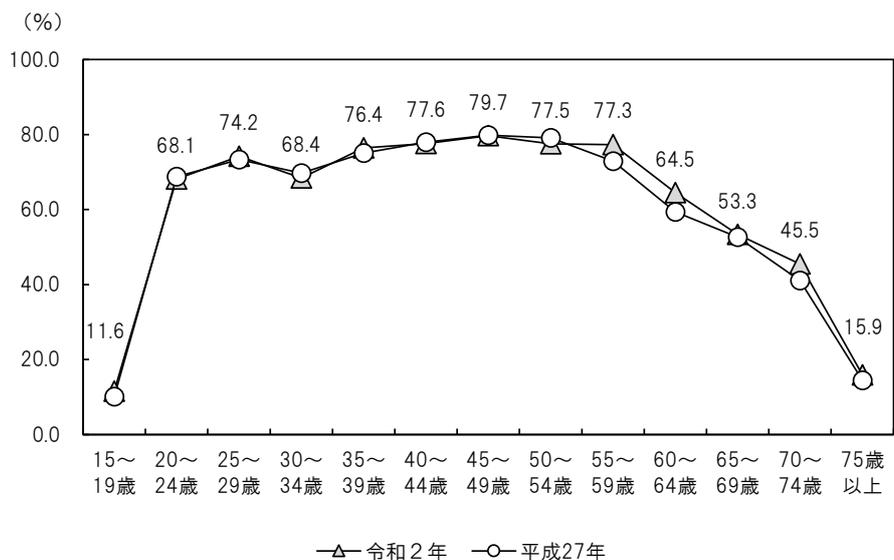
■女性の年齢区分別の就業率の国・和歌山県との比較（令和2年）



※グラフ中の数値は有田川町のデータを記載

資料：国勢調査

■令和2年と平成27年の有田川町における女性の年齢区分別の就業率



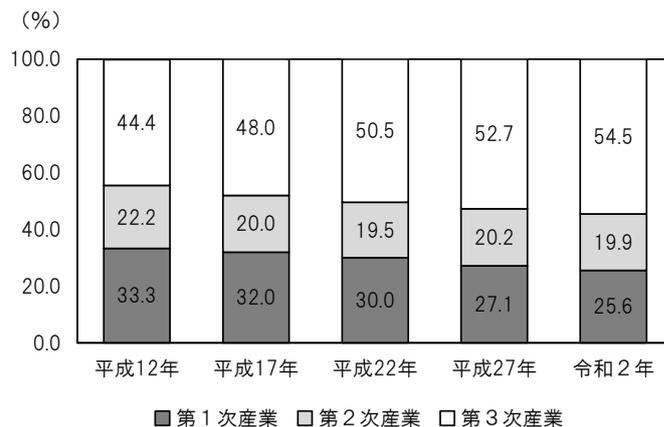
※グラフ中の数値は有田川町（令和2年）のデータを記載

資料：国勢調査

(4) 産業の状況

本町の産業別の就業人口の割合をみると、いずれの年においても第3次産業の割合が最も多く、次に第1次産業、第2次産業と続いています。平成12年から令和2年にかけて、第3次産業は増加傾向にあり、約10ポイント増加しています。それに対し、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、それぞれ7.7ポイント、2.3ポイント減少しています。

■産業別就業人口比率の推移



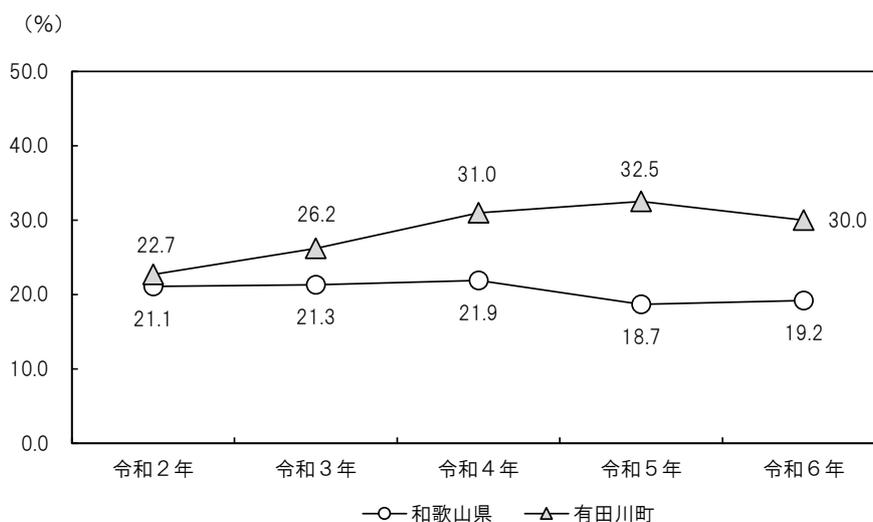
資料：国勢調査

(5) 女性の参画の状況

本町の管理職に占める女性割合は令和2年から令和5年にかけて年々増加し、令和6年に減少しています。和歌山県の値と比較すると、令和2年以降、本町が県を上回って推移しています。

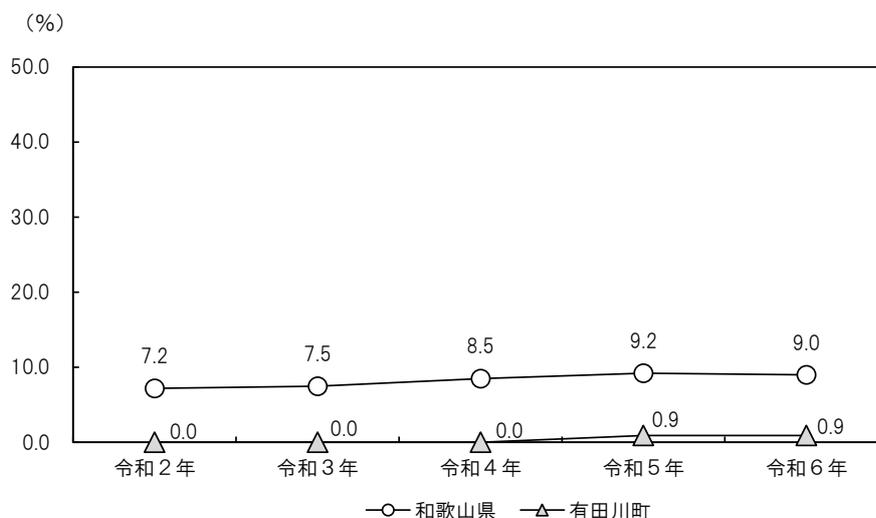
それに対し、自治会長に占める女性の割合では、本町は令和2年から令和4年まで0.0%で推移し、令和5年、令和6年には0.9%で推移しています。また、いずれの年においても和歌山県の値を下回っています。

■市町村の管理職に占める、女性割合の和歌山県との比較



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日時点）

■自治会長に占める、女性割合の和歌山県との比較



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日時点）

2. 町民意識調査からみる現状

町民の男女共同参画に対する意識や地域における課題を明らかにし、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要と回収結果

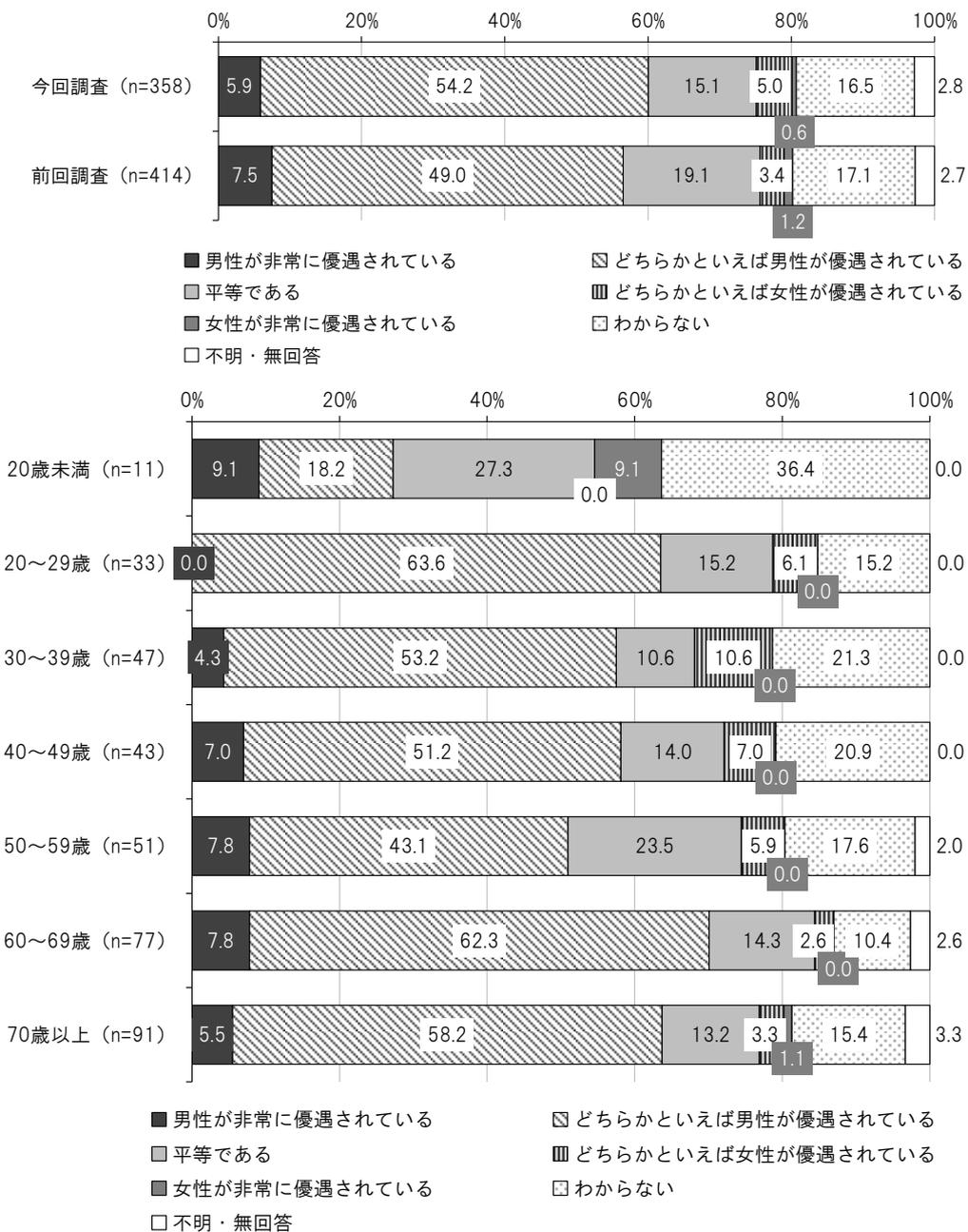
調査対象者	町内在住の18歳以上の方(1,000人を無作為抽出)
調査期間	令和6年10月19日(土)~11月1日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収、web上での回答
回収状況	358件(回収率:35.8%)

(2) 調査結果

①社会全体における男女の平等感

社会全体における男女の平等感について、今回調査では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、54.2%と半数を超えています。また、「わからない」が16.5%、「平等である」が15.1%と続いています。前回調査と比較すると、「どちらかといえば男性が優遇されている」が5.2ポイント増加し、「平等である」が4.0ポイント減少しています。

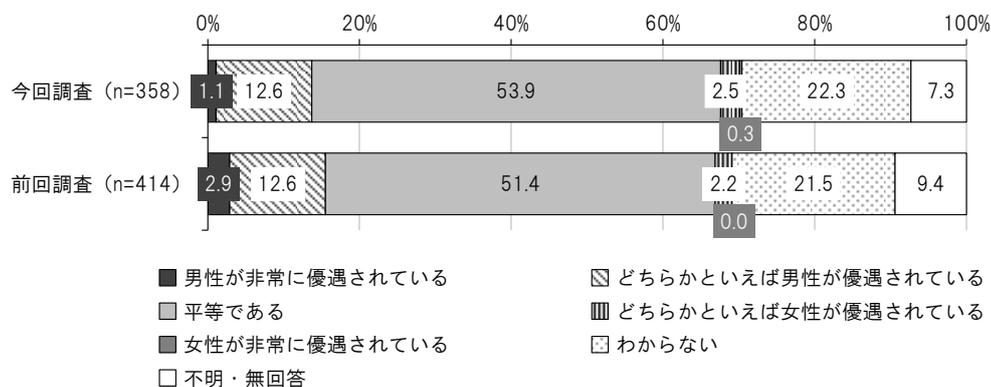
年代別では、20歳未満では「わからない」が36.4%と最も高く、続いて「平等である」が27.3%となっています。一方、20歳以上では、「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、50～59歳以外の年代では半数を超えています。



②学校教育の場での男女の平等感

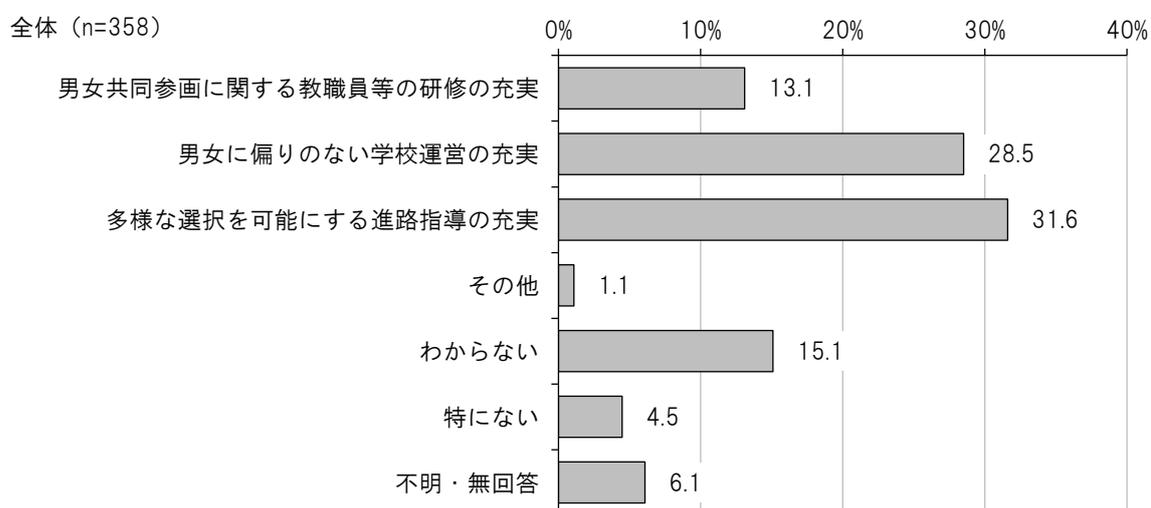
学校教育の場における男女の平等感について、今回調査では「平等である」が最も高く、53.9%と半数を超えています。また、「わからない」が22.3%、「どちらかといえば男性が優遇されている」が12.6%と続いています。

前回調査と比較すると、「平等である」が2.5ポイント増加し、「男性が非常に優遇されている」が1.8ポイント減少しています。



③学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育を進めるうえで重要だと思うこと

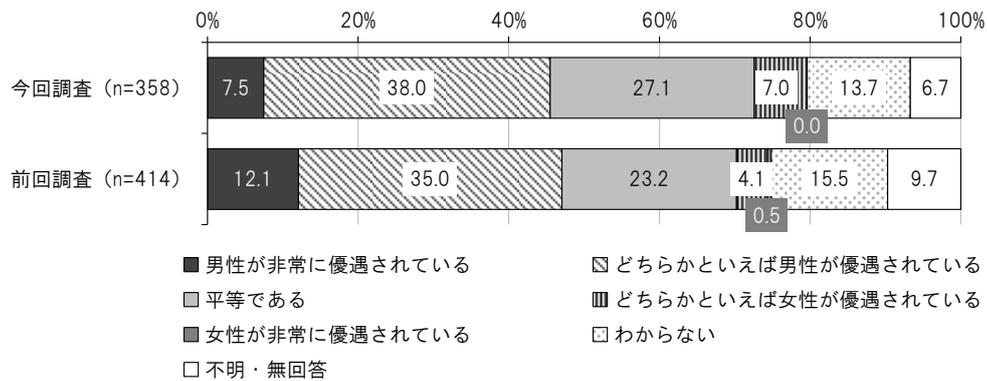
学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育を進めるうえで重要だと思うことについて、「多様な選択を可能にする進路指導の充実」が最も高く、31.6%となっています。また、「男女に偏りのない学校運営の充実」が28.5%、「わからない」が15.1%と続いています。



④職場での男女の平等感

職場での男女の平等感について、今回調査では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、38.0%となっています。また、「平等である」が27.1%、「わからない」が13.7%と続いています。

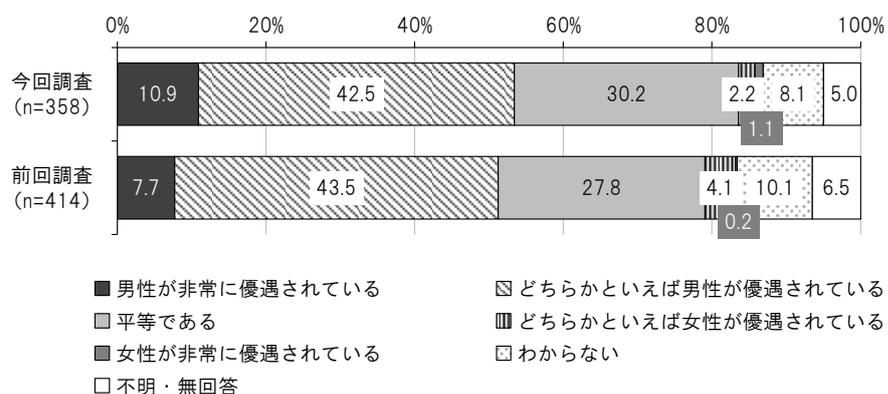
前回調査と比較すると、「平等である」が3.9ポイント増加し、「男性が非常に優遇されている」が4.6ポイント減少しています。



⑤家庭生活での男女の平等感

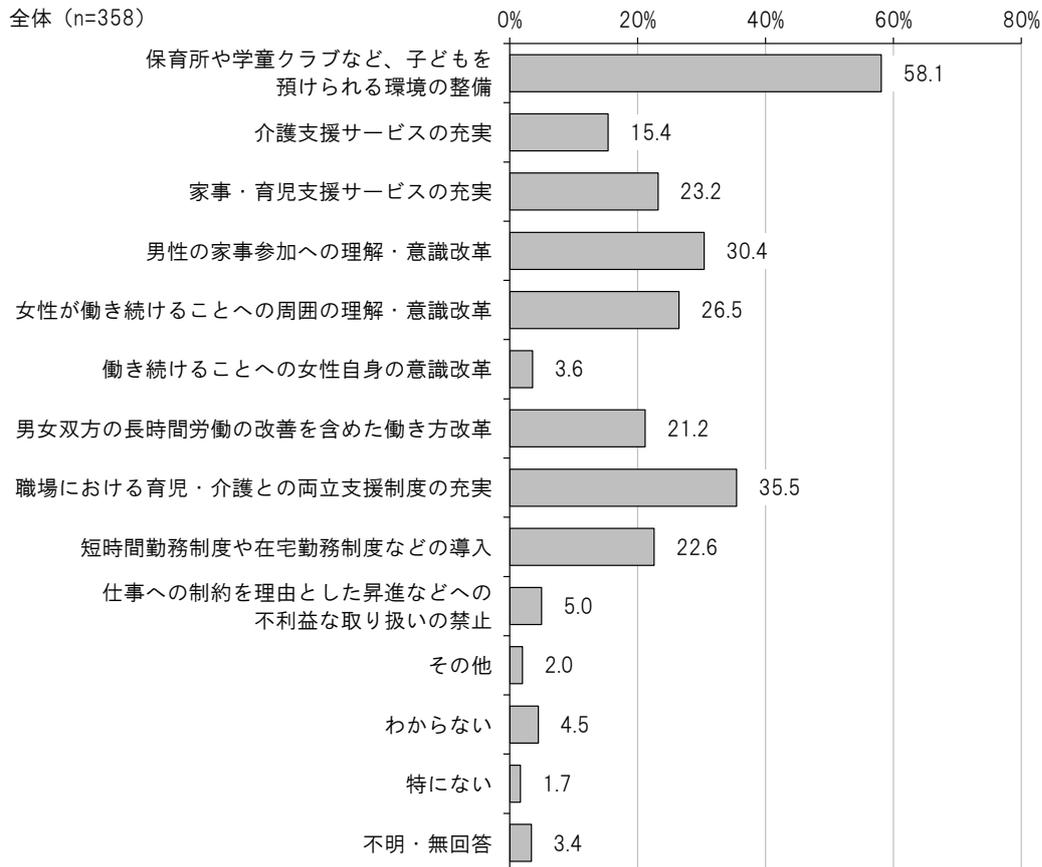
家庭生活での男女の平等感について、今回調査では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、42.5%となっています。また、「平等である」が30.2%で、「男性が非常に優遇されている」が10.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「男性が非常に優遇されている」が3.2ポイント、「平等である」が2.4ポイント増加しています。



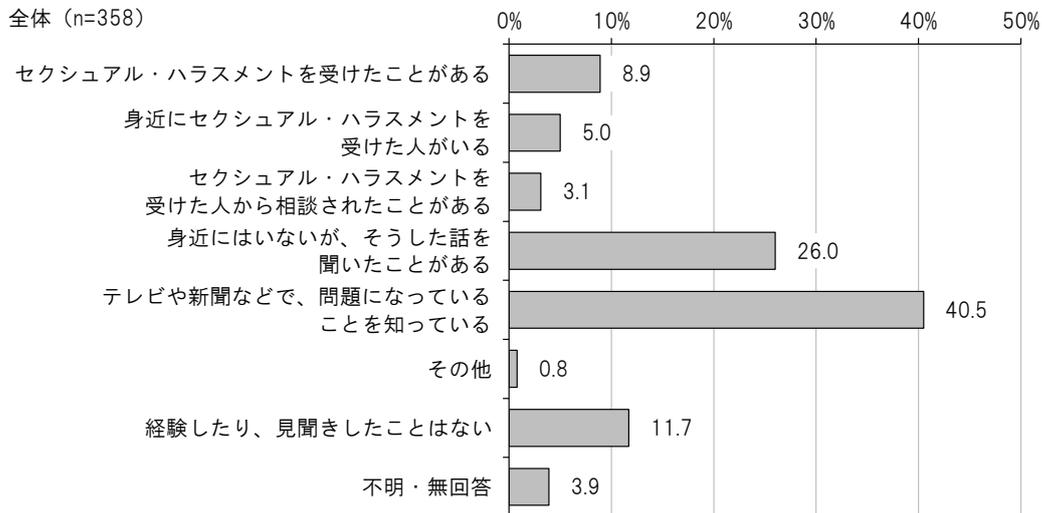
⑥女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこと

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭や社会、職場において必要なことについて、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が58.1%と最も高くなっています。また、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が35.5%、「男性の家事参加への理解・意識改革」が30.4%と続いています。



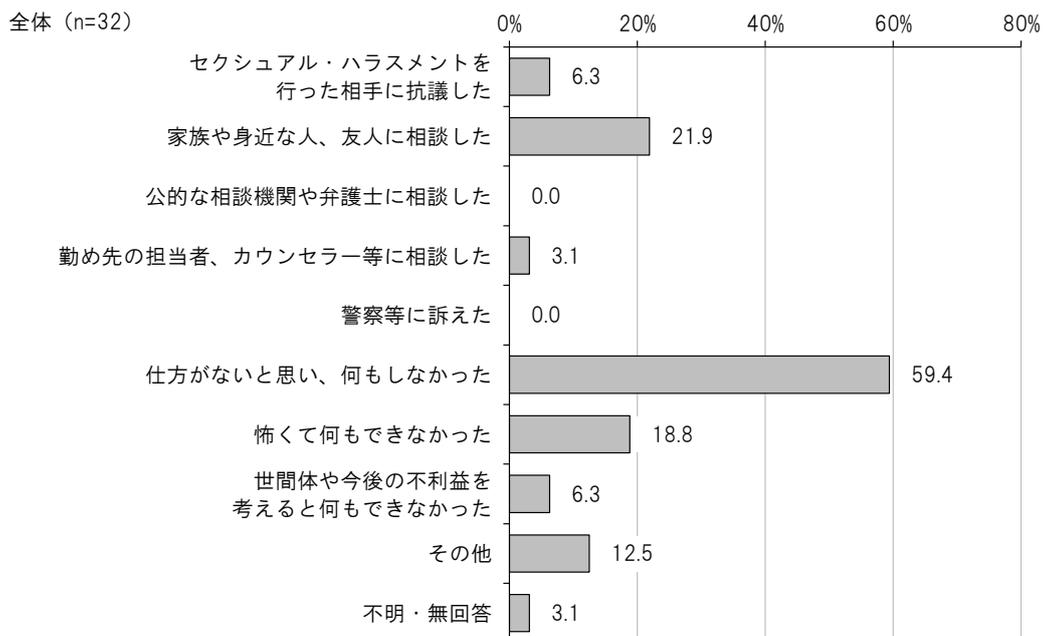
⑦セクシュアル・ハラスメントを受けたり見聞きした経験の有無

セクシュアル・ハラスメントを受けたり見聞きした経験について、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が40.5%と最も高くなっています。また、「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が26.0%、「経験したり、見聞きしたことはない」が11.7%と続いています。



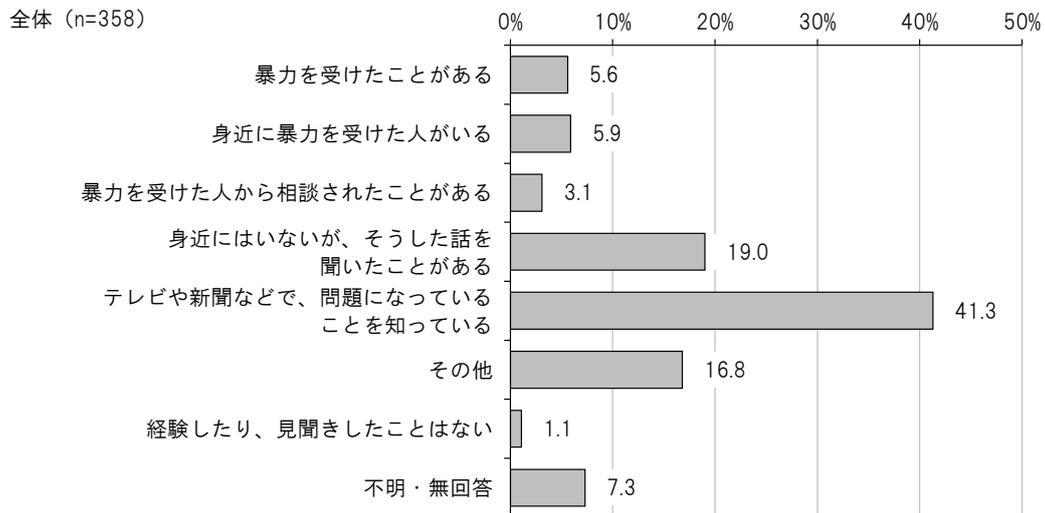
⑧セクシュアル・ハラスメントを受けた後の対応

セクシュアル・ハラスメントを受けた後の対応として、「仕方がないと思い、何もしなかった」が最も高く、59.4%と半数を超えています。また、「家族や身近な人、友人に相談した」が21.9%、「怖くて何もできなかった」が18.8%と続いています。



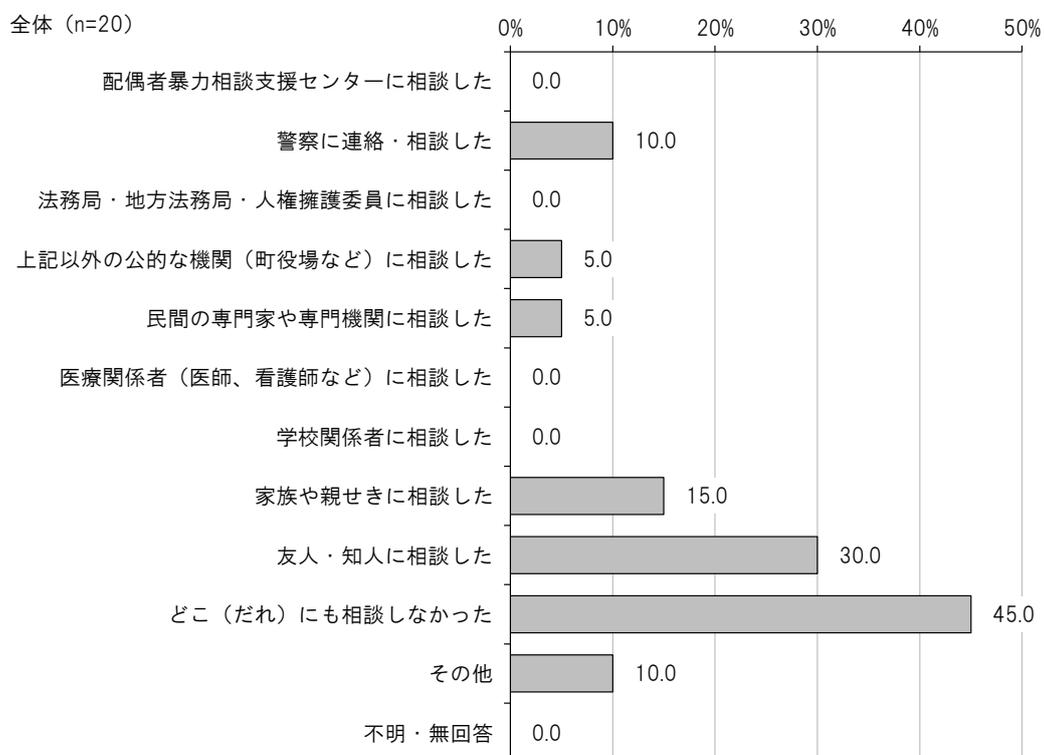
⑨夫や妻・恋人等の親しい間柄にある人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス【DV】） を受けたり見聞きした経験の有無

夫や妻・恋人等の親しい間柄にある人からの暴力を受けたり見聞きした経験について、「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が41.3%と最も高くなっています。また、「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が19.0%、「身近に暴力を受けた人がいる」が5.9%と続いています。



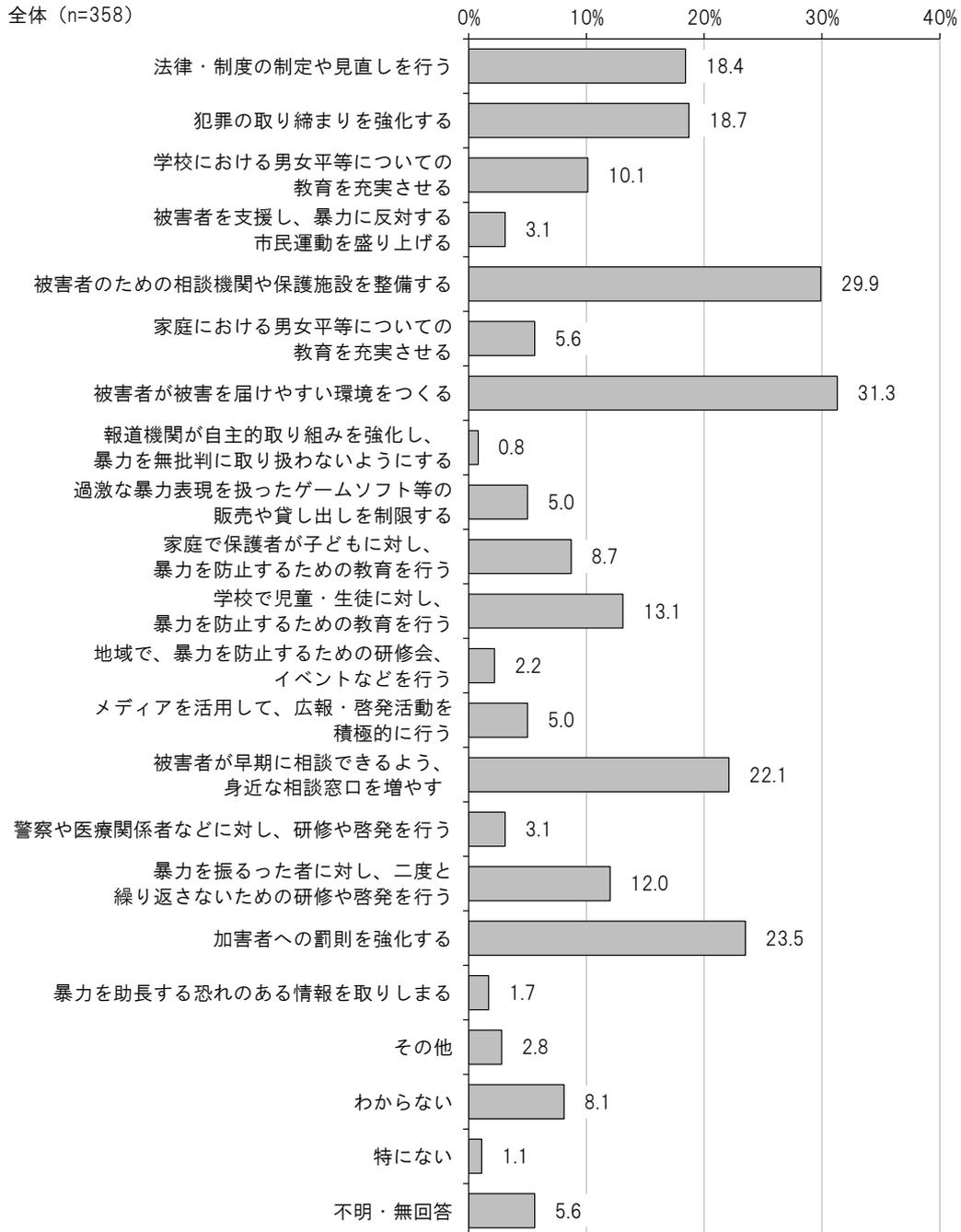
⑩パートナーから暴力を受けた後の対応

パートナーから暴力を受けた後の対応として、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が45.0%と最も高くなっています。また、「友人・知人に相談した」が30.0%、「家族や親せきに相談した」が15.0%と続いています。



⑪DV被害を無くすために必要だと思うこと

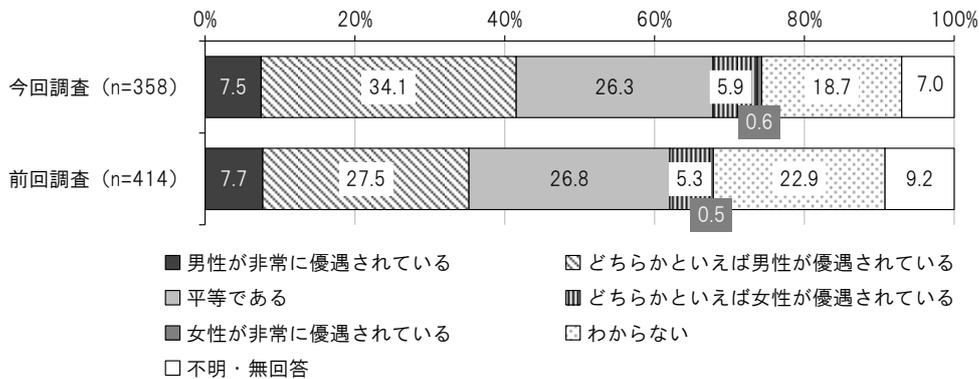
DV被害を無くすために必要だと思うこととして、「被害者が被害を届けやすい環境をつくる」が31.3%と最も高くなっています。また、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が29.9%、「加害者への罰則を強化する」が23.5%と続いています。



⑫地域活動の場での男女の平等感

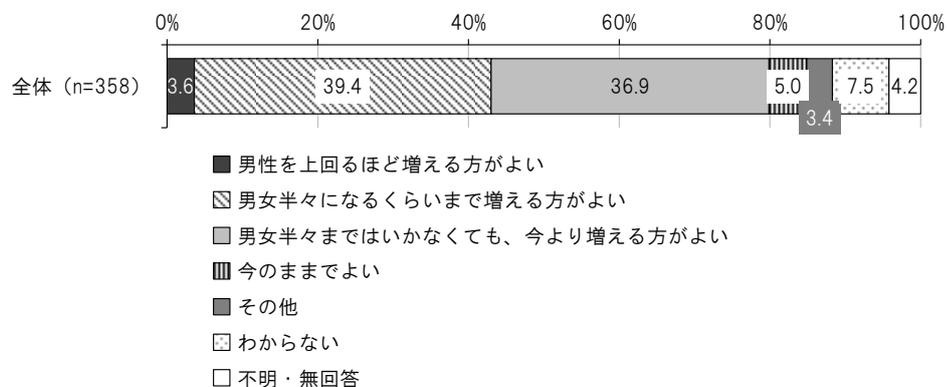
地域活動の場での男女の平等感について、今回調査では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、34.1%となっています。また、「平等である」が26.3%、「わからない」が18.7%と続いています。

前回調査と比較すると、「どちらかといえば男性が優遇されている」が6.6ポイント増加し、「平等である」は0.5ポイント減少しています。



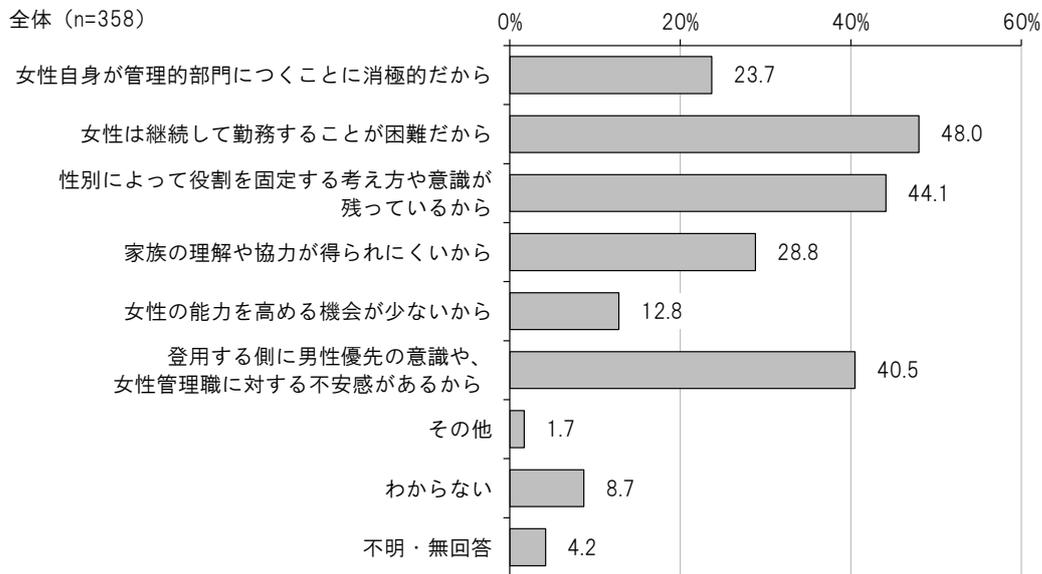
⑬意思決定の場に女性が参画することに対する考え

意思決定の場に女性が参画することについて、「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が最も高く、39.4%となっています。また、「男女半々まではいかななくても、今より増える方がよい」が36.9%、「わからない」が7.5%と続いています。



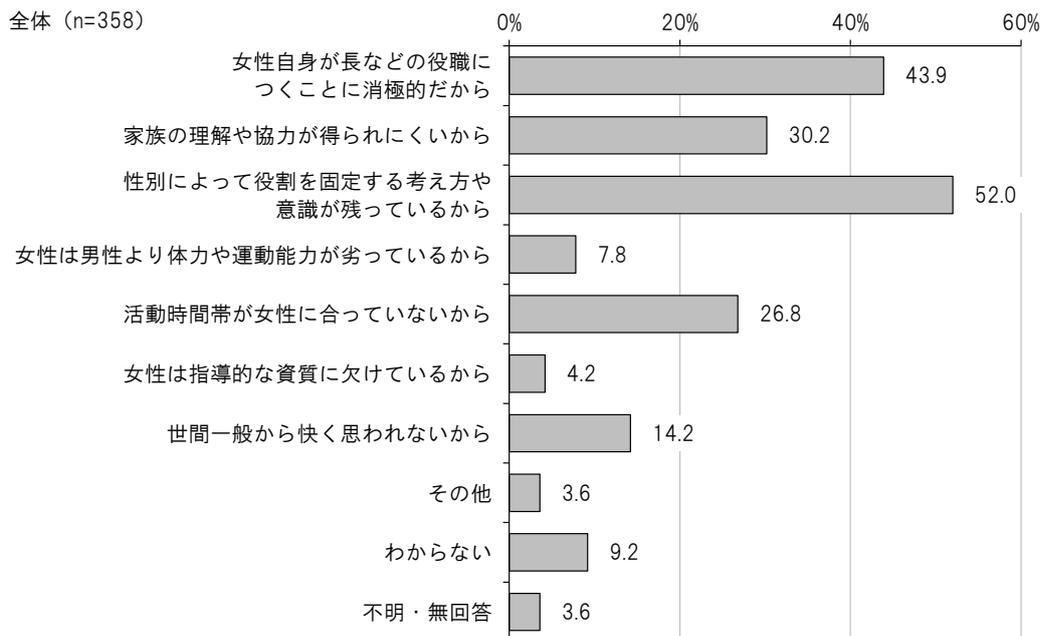
⑭管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない状況として考えられる理由

管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない状況について考えられる理由として、「女性は継続して勤務することが困難だから」が最も高く、48.0%と半数近くなっています。また、「性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が44.1%、「登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」が40.5%と続いています。



⑮地域活動で女性が自治会長等の役職につくことが少ない状況として考えられる理由

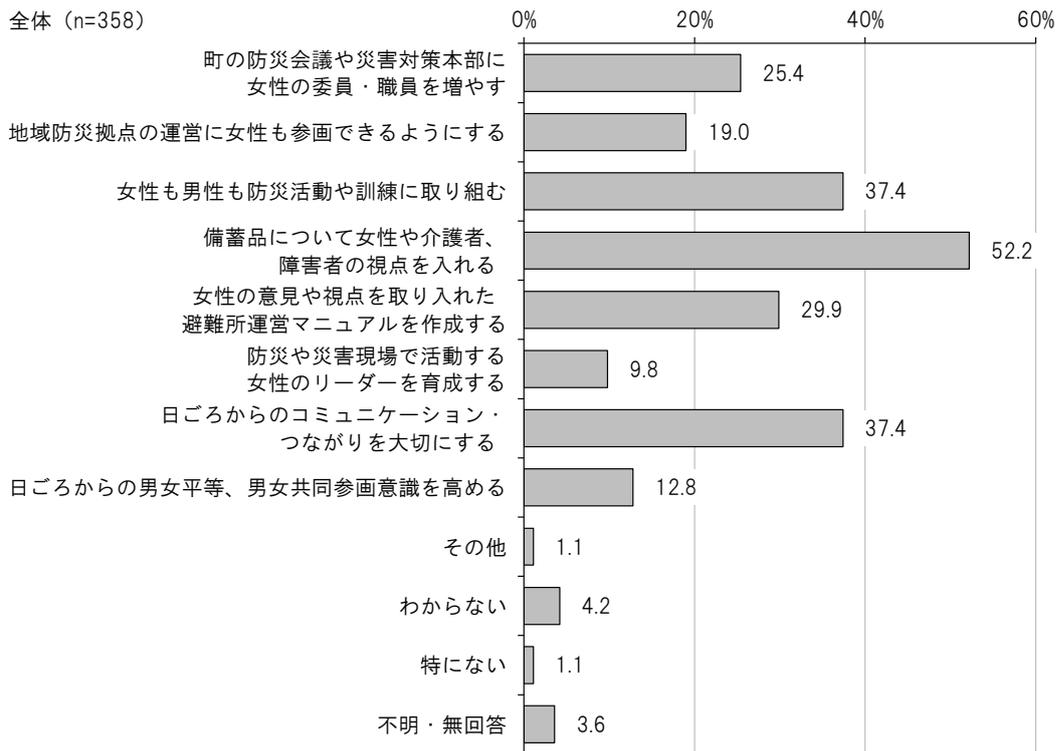
地域活動で女性が自治会長等の役職につくことが少ない状況について考えられる理由として、「性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が最も高く、52.0%と半数を超えています。また、「女性自身が長などの役職につくことに消極的だから」が43.9%、「家族の理解や協力が得られにくいから」が30.2%となっています。

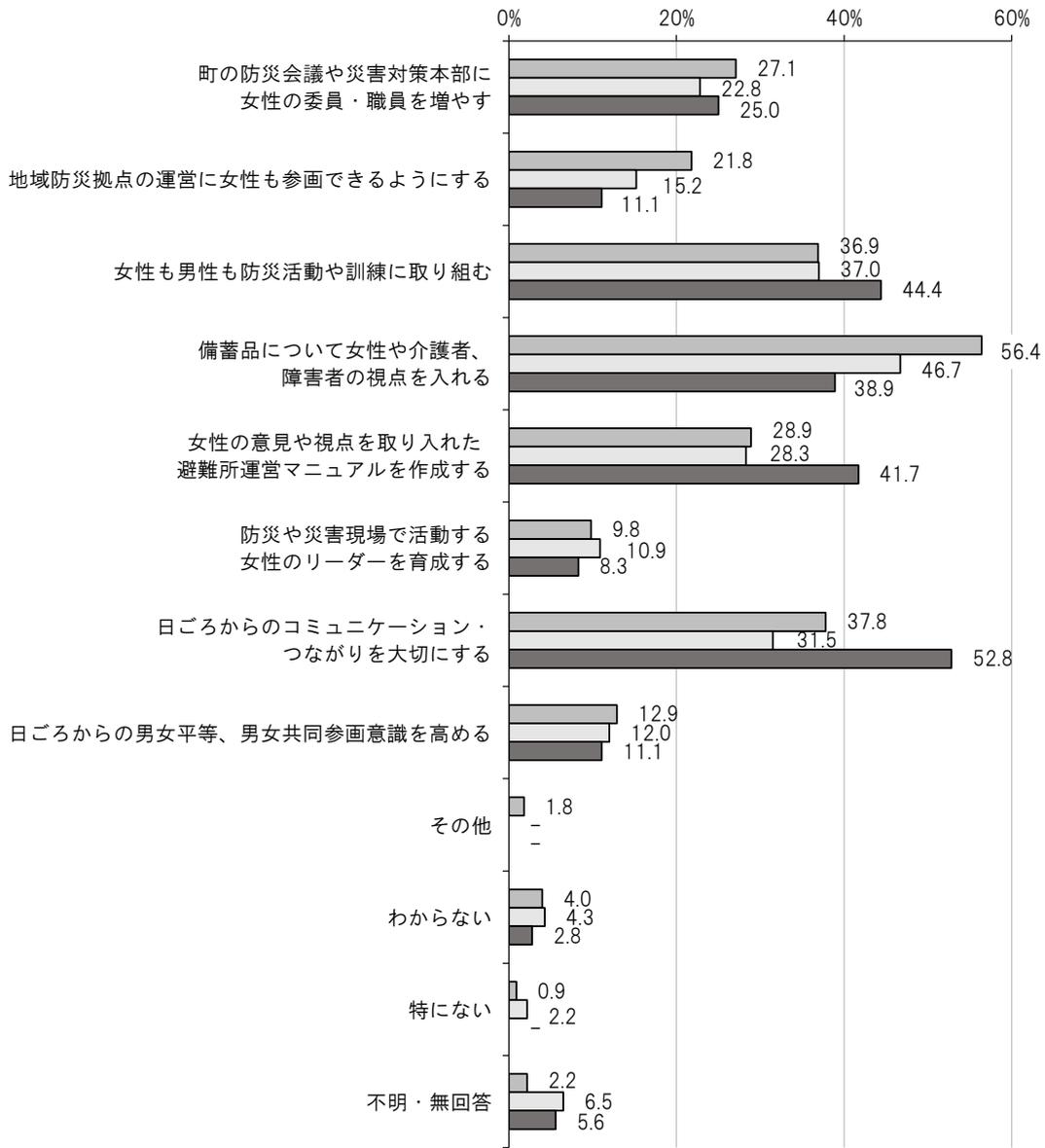


⑩災害に備えるため、今後必要だと思う施策

災害に備えるために今後必要だと思うこととして、「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」が最も高く、52.2%と半数を超えています。また、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」と「日ごろからのコミュニケーション・つながりを大切にする」が共に37.4%となっています。

地区別では、吉備地区、金屋地区では「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」がそれぞれ56.4%、46.7%と最も高くなっています。清水地区では「日ごろからのコミュニケーション・つながりを大切にする」が52.8%と最も高くなっています。

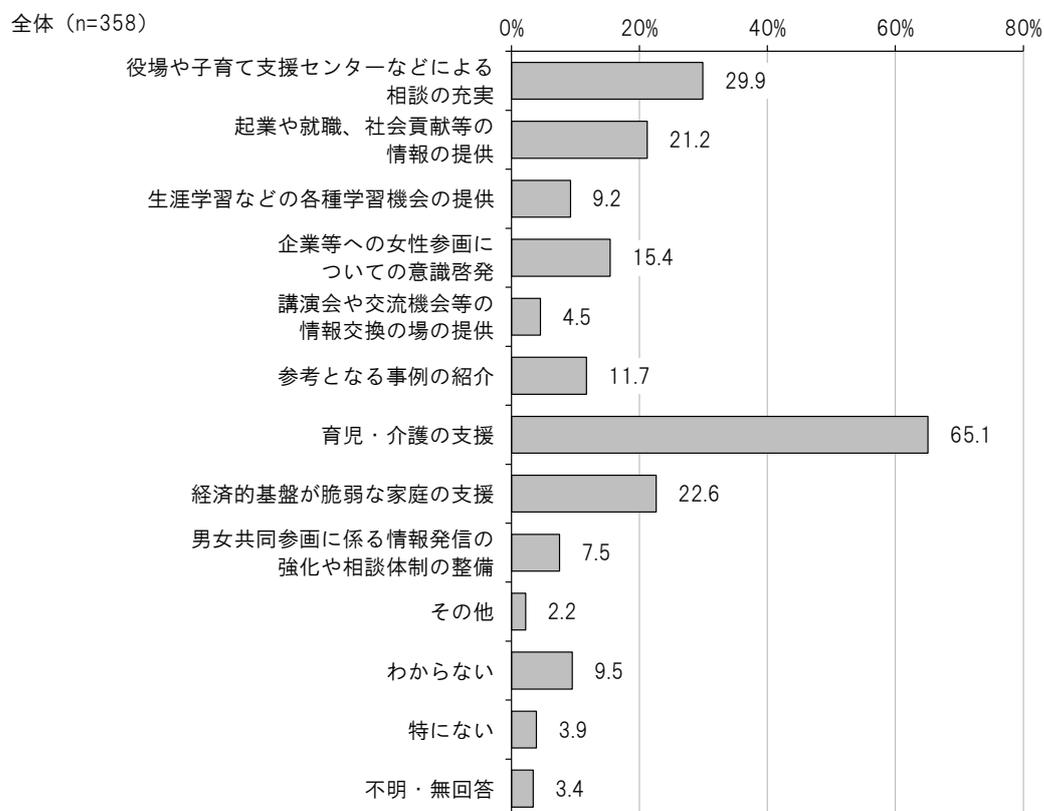




■ 吉備地区 (n=225) □ 金屋地区 (n=92) ■ 清水地区 (n=36)

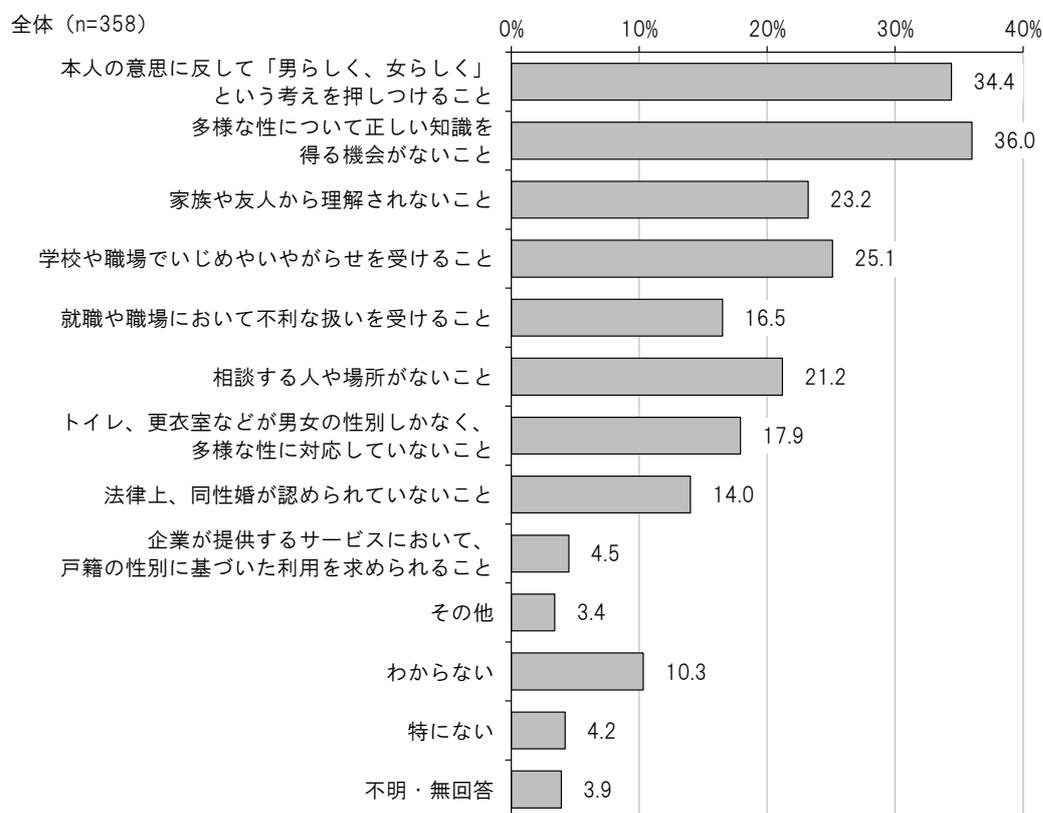
⑰女性の活躍を支援するために町政として必要な取り組み

女性の活躍を支援するために町政として必要な取り組みについて、「育児・介護の支援」が最も高く、65.1%となっています。続いて、「役場や子育て支援センターなどによる相談の充実」が29.9%、「経済的基盤が脆弱な家庭の支援」が22.6%となっています。



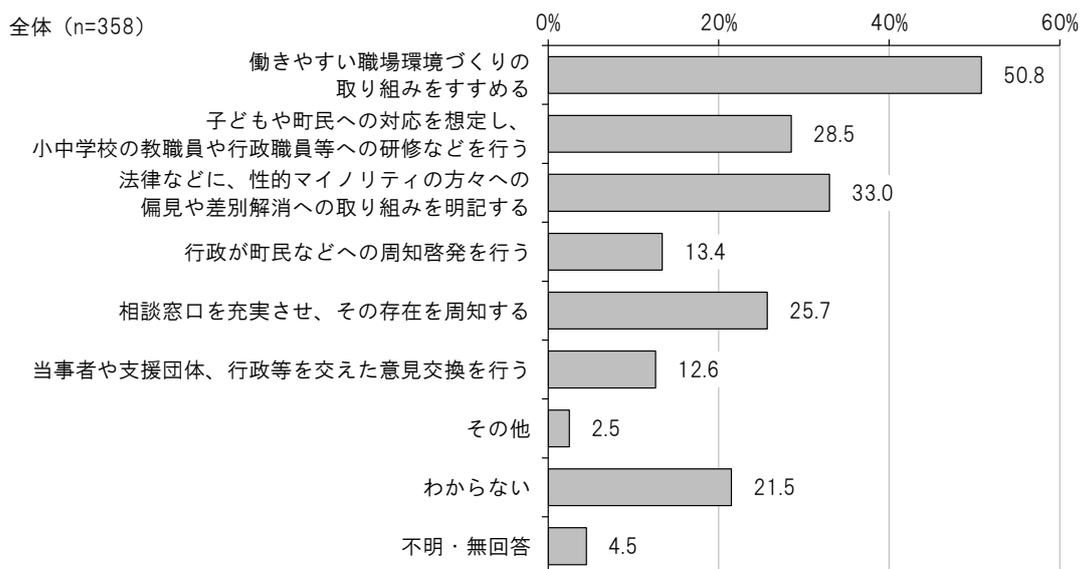
⑱多様な性への理解について、特に課題だと思うこと

多様な性への理解について特に課題だと思うこととして、「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が最も高く、36.0%となっています。次いで「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」が34.4%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」が25.1%と続いています。



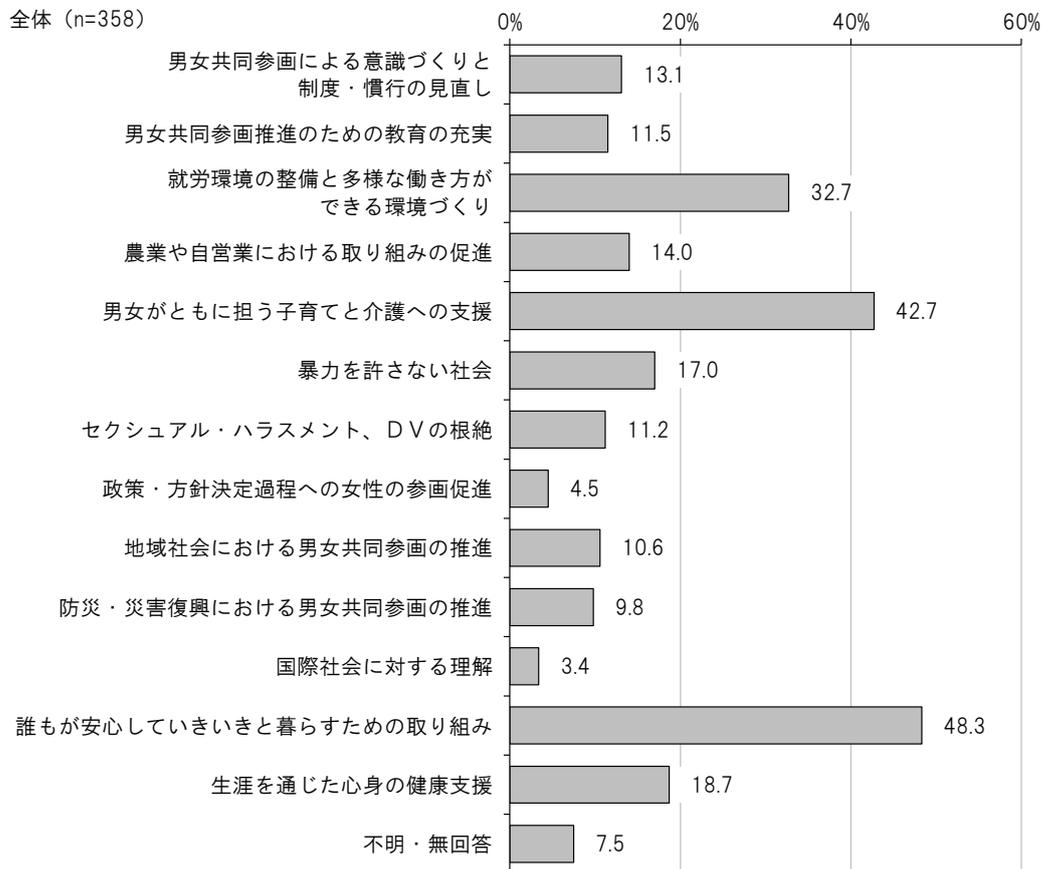
⑱性的マイノリティ（LGBTQ）の方々に対する偏見や差別をなくし、生活しやすくなるために必要な取り組み

性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、生活しやすくなるために必要な取り組みについて、「働きやすい職場環境づくりの取り組みをすすめる」が最も高く、50.8%となっています。また、「法律などに、性的マイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する」が33.0%、「子どもや町民への対応を想定し、小中学校の教職員や行政職員等への研修などを行う」が28.5%と続いています。



⑳ 今後、重点を置いてほしい施策

第3期計画を踏まえ、今後、重点を置いてほしい施策について、「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」が最も高く、48.3%となっています。また、「男女がともに担う子育てと介護への支援」が42.7%、「就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり」が32.7%と続いています。



3. 第3期計画の成果と課題

第3期計画策定時に掲げた目標値について、各種事業の実施状況やアンケート調査結果に基づき達成状況を評価しました。

なお、評価にあたり、原則として第3期計画期間中に達成すべき数値目標を「目標値」、第3期計画策定時の実績を「基準値」、本計画策定時の実績を「現状値」として記載しています。

また、各項目の評価結果をAからEのアルファベットで記載しています。各アルファベットの評価内容は次の通りです。

■各評価のアルファベットとその内容

A	目標値を上回った
B	目標値を下回ったが、基準値は上回った
C	変化なし
D	基準値を下回った
E	実施できなかった

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

「男女共同参画をめざす意識づくり」のため、町では制度・慣行の見直しや、男女共同参画推進のための教育の充実に取り組んできました。

町民アンケートの結果では、社会全体で男女が平等であると答えた人の割合は、基準値から4.0ポイント低い15.1%となっており、目標値の30.0%の約半分となっています。年代別にみると、男女が平等であるという意見の割合は30代で特に低くなっています。

学校教育の場で男女が平等であると答えた人の割合は基準値から2.5ポイント増加の53.9ポイントで、目標値との差は6.1ポイントとなっています。また、学校において人権尊重や男女平等の教育を進める上で重要だと思うことでは、多様な進路選択の可能性や男女に偏りのない学校運営を重視する回答が挙げられており、児童生徒一人ひとりの意思や能力を尊重し、将来の可能性を広げる指導の充実が求められます。

町で実施した取り組みについては、男女共同参画に関する講演会等はコロナ禍等の理由により実施ができませんでした。一方で、町広報紙に啓発記事を掲載するほか、男女共同参画を推進する団体の支援に取り組みました。

今後は、広報紙や掲示物等をさらに活用して継続的な啓発や情報提供を実施し、身近な場面で男女共同参画に接する機会を増やすことが重要です。

また、町内の団体へのヒアリングでは、担当課だけでなく様々な課が協力して取り組みを進めることが重要であるという意見も挙げられました。男女共同参画の推進には、町民の意識醸成に加え、職場環境の整備や保育・福祉サービスの充実等、様々な課題を解消する必要があります。あらゆる場面で行政と町内の団体、事業所等が連携し、町全体で男女共同参画社会の実現に取り組むことが重要です。

■基本目標Ⅰ

指標	第3期計画		現状値 (令和5年度)	評価
	目標値 (令和6年度)	基準値 (令和元年度)		
社会全体で男女が平等であると答える人の割合※	30.0%	19.1%	15.1%	D
学校教育の場で男女が平等であると答える人の割合※	60.0%	51.4%	53.9%	B
男女共同参画に関する講演会・講座等の実施回数	7回	5回	0回	E
町広報紙への啓発記事の掲載回数	1回	0回	1回	A
男女共同参画を推進する団体数	10団体	8団体	8団体	B

※町民アンケート調査より

基本目標Ⅱ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

「男女がともにいきいきと働ける環境づくり」のため、多様な働き方ができる環境づくりや農業・自営業における啓発や情報提供等、就労環境の整備を推進してきました。また、子育てと介護を男女が共に担うことができるよう、サービスの充実に取り組んできました。

町民アンケートで、職場で男女が平等であると答えた人は 27.1%で、基準値の 23.2%から 3.9ポイント増加しています。また、家庭生活の場で男女が平等であると答えた人は 30.2%で、目標値には達していないものの、基準値の 27.8%を 2.4ポイント上回っています。さらに、町の男性職員の育児休業取得割合は 10.0%となっており、目標値と等しくなっています。一方で、家族経営協定を締結している農家数は 61 戸で、基準値の 68 戸から 7戸減少しました。また、男女共同参画推進事業所数は基準値と変わらず 6か所となっています。

引き続き、農業や自営業を含む職場における男女平等とワーク・ライフ・バランス促進に向け、町内の団体とも連携しながら啓発を実施し、取り組み・制度を周知することが必要です。また、町民アンケートの結果では、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、保育所や学童クラブ等の子どもを預けられる環境の整備を必要とする回答が 6割近く、多様化するニーズに応じて保育サービスを充実することが重要です。

■基本目標Ⅱ

指標	第3期計画		現状値 (令和5年度)	評価
	目標値 (令和6年度)	基準値 (令和元年度)		
職場で男女が平等であると答える人の割合 ※	40.0%	23.2%	27.1%	B
家庭生活の場で男女が平等であると答える人の割合※	50.0%	27.8%	30.2%	B
町男性職員の育児休業の取得割合 《妻の産前産後期間中5日の範囲内》	10.0%	0.0%	10.0%	A
家族経営協定を締結している農家数	80 戸	68 戸	61 戸	D
男女共同参画推進事業所	8 か所	6 か所	6 か所	C

※町民アンケート調査より

基本目標Ⅲ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

基本目標Ⅲでは、「男女間のあらゆる暴力の根絶」のため、セクシュアル・ハラスメントやDVの根絶といった暴力を許さない社会づくりに取り組んできました。

町民アンケートの結果をみると、DVの被害経験があると答えた人の割合は5.6%となっており、基準値から0.4ポイント減少しています。また、DV被害を受けた後にどこ（だれ）にも相談しなかった人は4割を超え、その理由として、「相談しても無駄だと思った」や「自分さえ我慢すればこのままやっていけるといった回答等がみられました。

一方、セクシュアル・ハラスメントの被害経験があると答えた人は8.9%となっており、基準値の2倍近い値に増加しています。

こういった被害をなくすために、町で取り組んできた若年層への啓発や、町民や企業への啓発活動をさらに推進することが重要です。また、被害を受けた人が相談しやすい環境を整備し、男女間の暴力をめぐる問題の解消に向け、町全体で対策に取り組むことが求められます。

■基本目標Ⅲ

指標	第3期計画		現状値 (令和5年度)	評価
	目標値 (令和6年度)	基準値 (令和元年度)		
DVについて「被害の経験がある」と答える人の割合※	0.0%	6.0%	5.6%	B
セクシュアル・ハラスメントについて「被害の経験がある」と答える人の割合※	0.0%	4.6%	8.9%	D

※町民アンケート調査より

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

基本目標Ⅳでは「男女共同参画の推進による豊かな社会づくり」に向け、政策・方針決定過程への女性の参画促進や地域コミュニティ活動における男女共同参画の促進に取り組んできました。また、近年関心が高まっている防災・災害復興の場面や、多文化共生社会づくりにおいても男女共同参画の観点から施策を進めてきました。

町民アンケートの結果では、地域活動の場で男女が平等であると答えた人は26.3%で、基準値を0.5ポイント下回っています。

町内の団体へのヒアリングでは、地域活動の場が、町民一人ひとりの個性や能力を発揮する場であるとの考え方も見受けられ、活動の活発化や町民の積極的な参加を促進することが重要です。

また、政策・方針決定の場における女性参画について、審議会等における女性委員の割合、女性を含む審議会等の割合はそれぞれ目標値を下回っているものの、基準値を上回っています。町職員の管理職における女性の割合は30.0%となり、基準値を6.0ポイント上回り、目標値と等しくなっています。

また、災害に備えるための施策として、備蓄品に女性や介護者、障がい者の意見を取り入れることを求める回答が半数を超えています。意思決定の場への女性の参画を促進することに加え、子どもや介護者、障がい者等、多面的な視点から協議するための仕組みづくりが重要です。

第3期計画では町職員全員を対象とした研修は実施していませんでしたが、こうした学習機会を充実させ、庁内全体で女性の活躍に対する意識を向上していくことが必要です。

■基本目標Ⅳ

指標	第3期計画		現状値 (令和5年度)	評価
	目標値 (令和6年度)	基準値 (令和元年度)		
地域活動の場で男女が平等であると答える人の割合※1	30.0%	26.8%	26.3%	D
審議会等における女性委員の割合※2	30.0%	18.0%	25.6%	B
女性を含む審議会等の割合※2	85.0%	44.0%	59.1%	B
町職員の管理職における女性の割合※2	30.0%	24.0%	30.0%	A
町職員全員を対象とした男女共同参画研修の実施※2	1回	0回	0回	E

※1 町民アンケート調査より

※2 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（現状値は令和6年度）

基本目標Ⅴ 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり

基本目標Ⅴでは、「男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり」に向け、高齢者や障がい者を含め、すべての町民がいきいきと暮らすための支援や、町民一人ひとりの世代やライフスタイルに合わせた健康増進のための取り組みを実施してきました。

町民アンケートの結果では、「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」に重点を置いた施策の展開を求める声が半数近くとなっており、世帯や町民一人ひとりの状況に応じた支援へのニーズが高まっています。

町民のがん検診の受診率をみると、大腸がんでは31.9%となっており、目標値には達していないものの基準値を4.4ポイント上回っています。本町では40歳になった町民への受診案内を実施しており、その効果が受診率向上につながったと考えられます。

なお、その他のがん検診受診率は、算出のために抽出する対象者に変更があったことなどの理由により、いずれも基準値と目標値を共に下回っています。

本町においては高齢化や核家族化が進行しており、健康的な生活を送り続けるためには町民一人ひとりの努力が欠かせません。引き続き、運動や食事といった生活習慣に関する啓発を実施するとともに、検診の受診率向上に取り組み、疾病の予防・早期発見につなげることが重要です。

■基本目標Ⅴ

指標	第3期計画		現状値 (令和5年度)	評価	
	目標値 (令和6年度)	基準値 (令和元年度)			
町のがん検診の受診率※	胃	40.0%	25.7%	16.4%	D
	大腸	40.0%	27.5%	31.9%	B
	胸部	40.0%	36.2%	24.8%	D
	乳房	50.0%	64.9%	15.6%	D
	子宮	60.0%	45.9%	27.6%	D

※有田川町健康増進計画（令和4年度）

第3章 計画の方向性

1. 本計画の基本理念

第3期計画では、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、各種施策等を推進してきました。本計画においても、第3期計画の基本理念を踏襲し、すべての町民が個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現をめざします。

人と自然が織りなし

みんなが共にいきいき輝くまち 有田川

2. 基本目標

本計画では、上記基本理念に基づき、5つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり

基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり

基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり

3. 計画がめざす男女共同参画社会

家庭では・・・

家族がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。一人ひとりが家事、育児、介護等の家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

職場では・・・

雇用機会や待遇等で男女格差が解消され、男女共に個性や能力を十分に発揮しています。男女共に育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。

学校では・・・

一人ひとりが個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。

地域では・・・

性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくり等の活動に、男女がいきいきと参画しています。また、地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。

4. 施策の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性	
Ⅰ 男女共同参画を めざす 意識づくり	1. 男女共同参画のための意識づくりと制度・慣行の見直し	(1) 広報、啓発活動の推進 (2) 固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の実施 (3) 職員の意識向上に向けた啓発の実施	
	2. 男女共同参画推進のための教育の充実	(1) 教育、学習機会の充実 (2) 学校等における男女共同参画の推進 (3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動の実施	
Ⅱ 男女が共に いきいきと 働ける 環境づくり	1. 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1) 公正な雇用機会や待遇確保に向けた取り組みの推進 (2) 就労・能力開発の支援の充実 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた雇用環境の整備	女性活躍推進計画
	2. 農業や自営業等における取り組みの促進	(1) 農業や自営業等への男女共同参画の推進 (2) 家族従事者等も活躍できる環境の整備	
	3. 男女が共に担う子育てと介護への支援の充実	(1) 保育サービス等による子育て支援の充実 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 介護を担う人への支援の充実	女性活躍推進計画
Ⅲ 男女共同参画の 推進による 豊かな地域社会 づくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進	女性活躍推進計画
	2. 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進	
	3. 国際社会に対する理解の促進	(1) 国際的視点にたった男女共同参画施策の推進	
Ⅳ 暴力を許さない 社会づくり	1. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進	(1) 啓発の充実と関係法令の周知	DV防止基本計画
	2. 犯罪等の防止と被害者への支援の充実	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 犯罪防止対策の推進	
Ⅴ 誰もが健やかに 安心して 暮らせる 環境づくり	1. 誰もが安心していきいきと暮らすための支援の充実	(1) 生活基盤の整備と支援 (2) 高齢者や障がいのある人の社会参画の促進	
	2. 生涯を通じた心身の健康支援	(1) あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援 (2) 母子保健の充実 (3) 健康をおびやかす問題への対応	
	3. 防災・災害復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進	
	4. 様々な困難を抱える女性への支援	(1) 困難を抱える女性への相談支援等の実施	困難を抱える女性への支援基本計画

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会及びジェンダー平等の実現のためには、すべての町民が個人として尊重され、あらゆる分野に主体的に参画し、性別にかかわらず社会の対等な構成員であるという認識を浸透させ、自主的な活動を促していくことが必要です。

アンケート調査結果をみると、男女の平等感について、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』という回答の割合は、社会全体においては約6割、家庭生活と職場においては4割半ばから5割と、依然として不平等感が根強く残っていることがうかがわれます。

また、近年では、令和5（2023）年に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」等、性の多様性への理解促進が強く求められています。

アンケート調査結果をみると、多様な性への理解について特に課題だと思ふこととして、「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が最も高く、次いで「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」となっており、社会全体の意識を改革するための第一歩として、まずは正しい知識を普及するための機会提供による一人ひとりの意識づくり・意識改革に取り組むことが必要です。

さらに、学校教育の場においても、「多様な選択を可能にする進路指導の充実」や「男女に偏りのない学校運営の充実」等を望む人が多い結果となっています。あらゆる場を通じて男女平等の視点に立った指導を充実させるとともに、一人ひとりの児童生徒が個性や能力を發揮できるよう、自立した人間として考え、判断し、行動できる場や機会が公平に与えられることが必要です。

1. 男女共同参画のための意識づくりと制度・慣行の見直し

(1) 広報、啓発活動の推進

男女共同参画の理念や内容、推進するための取り組み等について、町のホームページや広報紙、講演会、研修会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報や啓発、情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	○男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。 ○その他の講演会においても、男女共同参画の内容にふれるなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画や人権に関する啓発を行います。 ○県等が主催する男女共同参画に関する事業・研修等に参加を呼びかけます。	総務課
男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、研究するとともに町民への情報提供に努めます。 ○男女共同参画の関連図書の実態と啓発スペースを設置します。	総務課
多様な性の理解促進に向けた啓発	○町のホームページや広報紙等を通じて、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発に努めます。 ○和歌山県パートナーシップ宣誓制度について情報提供を行うとともに、町内で利用できる行政サービスの拡充に向けた検討を行います。	総務課

【コラム】「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とは？

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とは、社会のあらゆる場面で、性別や性的指向等にかかわらずすべての人が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現をめざし、令和6（2024）年2月よりスタートしました。一方または双方が性的少数者であるカップルが、お互いを人生のパートナーとし、日常生活で互いに協力し合うことを約束するパートナーシップ宣言を行い、県が宣誓者に対して受領証を交付する制度です。

法律行為である婚姻とは異なり、法的な効力は生じませんが、制度の導入により、多様な性や性的少数者の方々に対する理解促進や、生活上の困りごとの軽減等、暮らしやすい環境づくりにつながります。

(2) 固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の実施

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、各種講演会、講座の開催等を推進します。

具体的施策	内容	担当課
性別による固定的な役割分担意識等の見直しのための啓発	○町広報紙や啓発冊子、本計画の概要版の配布等を通じて、社会通念・慣行・しきたり等男女共同参画について正しい理解を深めるための広報・啓発に努めます。	総務課
男性の役割分担意識の見直しのための啓発	○公民館等で定期的に男性も参加しやすい各種教室を開催するなど、男性の役割分担意識の見直しを図ります。	社会教育課

(3) 職員の意識向上に向けた啓発の実施

町の各種刊行物については、男女平等の観点からその表現や内容を検討し、男女共同参画を推進する意義が明確に伝わるようにするとともに、男女共同参画の実現及び計画の推進について、職員の意識の高揚に努めます。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画の視点にたった職場づくり	○性別に関係なく、LGBTQ等の性の多様性を含め、一人ひとりが個々の能力を活かすことができるような、働きやすい職場づくりに努めます。 ○性別によって役割を固定するのではなく、個々に見合った役割を持った、やりがいのある職場環境づくりに努めます。	全課
職員研修等の実施	○男女共同参画の理解を深めるため、職員への啓発・研修等を実施するとともに、外部研修会についても周知し、参加を呼びかけます。 ○各所属長に対して職員の研修参加に配慮する旨の通知文を送るなど、研修に参加しやすい環境づくりに努めます。	総務課

2. 男女共同参画推進のための教育の充実

(1) 教育、学習機会の充実

学習活動のための施設開放を促進するなど、多様なニーズに対応した講座等の内容や機会を充実させ、町民の学習活動への参加意欲の高揚を図ります。

具体的施策	内容	担当課
学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○テーマ設定を工夫するなど、様々な世代に、人権に関心を持ってもらえるような人権講演会・人権映画会等を実施します。また、他部署と連携し、他のイベントと組み合わせるなどして相乗効果を図ります。 ○会の終了後には、参加者へのアンケートを実施し、参加者からの意見について協議を行うなど、内容の充実を図ります。 ○開催場所における乳幼児一時預かりや手話通訳の実施等、あらゆる人が参加できるよう努めます。 	総務課
推進グループの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の取り組みが進むよう、学習機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ○講演会や研修等を通して、男女共同参画推進に関する活動を行うグループや団体の交流を促し、情報や活動のネットワーク化を促進します。 	総務課
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報紙への人権だよりの掲載、街頭啓発や企業訪問、学校訪問の実施等を通じて、性別や子ども・高齢者・障がいのある人・外国人等に関する幅広い人権尊重意識の啓発に努めます。 	総務課

(2) 学校等における男女共同参画の推進

一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画の視点にたった保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別役割分担意識の見直しと、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるような意識づけをめざした保育・教育の充実を図ります。 ○児童生徒の一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう、児童生徒の体験活動を推進するにあたり、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解を推進します。 ○道徳や特別活動を中心とした男女平等の意識を高める指導を充実します。 ○共生の視点を踏まえ、男女混合名簿の作成や体育科における男女共習を促進します。 	こども教育課
教育関係者、保護者への研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画意識を高めるため、教職員や教育関係者に対する啓発・研修の機会を充実します。 ○家庭における男女共同参画を推進するため、PTA研修会等を通じた保護者に対する男女共同参画についての学習機会の提供に努めます。 ○保護者会等の役員における男女共同参画を進めます。 ○多様な性についての理解促進や児童生徒への適切な支援を行うため、教職員への啓発・研修を進めます。 	社会教育課 こども教育課

(3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動の実施

性別にかかわらず、家庭内における対等なパートナーシップの確立を図り、家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
家庭教育のための学習機会の提供	<p>○親子の絆を深めるためのイベントの開催や、家庭教育に関する講座をはじめとした学習機会の提供等、家庭の教育力を向上させるため、家庭教育を推進します。</p> <p>○家庭教育支援チームの認知度の向上を図るとともに、より充実したメニューの提供に向け、支援員を対象とした研修や他市町村の支援員との意見交換等を行います。</p> <p>○相手を思いやる心や豊かな人間性を育む心等を育成する機会を提供します。</p>	社会教育課

●●一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場で～●●

- 男女共同参画や人権に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 研修会や講演会、講座に参加するなど、社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちましょう。
- 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることがないように心がけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。

●●めざす目標(計画の指標)●●

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
社会全体で男女が平等であると答える人の割合 (町民アンケート調査より)	15.1%	30.0%
学校教育の場で男女が平等であると答える人の割合 (町民アンケート調査より)	53.9%	60.0%
男女共同参画に関する講演会・講座等の実施回数	0回	1回
町広報紙への啓発記事の掲載回数	1回	1回
男女共同参画を推進する団体数	8団体	10団体

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり

現状と課題

本町において、女性の就業率は国や県の平均と比べても高い値となっています。

アンケート調査結果をみると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭や社会、職場において必要なことについて、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が約6割と最も高くなっています。また、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」や「男性の家事参加への理解・意識改革」も上位に挙げられており、保育環境の整備や職場における支援制度の充実とともに、家庭での役割分担の意識改革が望まれています。

また、女性の活躍を支援するために町政として必要だと思う取り組みでは、「育児・介護の支援」、「役場や子育て支援センターなどによる相談の充実」等の回答が高くなっており、家庭・社会・職場における「子育て・介護」への支援が引き続き望まれています。固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込みにとらわれることなく、一人ひとりが希望する形で就労をすることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進が重要です。

1. 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 公正な雇用機会や待遇確保に向けた取り組みの推進

労働基準法や男女雇用機会均等法等の関係法制度の周知を図り、すべての就労者が働きやすく、公正に処遇される職場環境づくりを推進します。

また、事業者や労働者に対し、雇用環境の整備等について啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
男女雇用機会均等法等の周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」等について周知と啓発を図ります。	商工観光課
労働相談、就労相談等の各種相談窓口の情報提供	○労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに職業安定所等関係機関との連携を密にします。	商工観光課

(2) 就労・能力開発の支援の充実

結婚や出産、育児、介護等の事情によりいったん仕事を辞めた女性の再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課
女性の就労や再就職を支援するための情報提供	○女性の就労や再就職を支援するため、関係機関と連携して情報提供を行います。	商工観光課
パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供	○パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	商工観光課

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた雇用環境の整備

仕事と家庭の両立の必要性について、企業等への理解促進に努めるとともに、仕事を持つ人への意識啓発を推進します。また、多様な働き方を支援する制度の定着を働きかけます。

具体的施策	内容	担当課
企業等との協働による啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等における男女共同参画に関する研修等の実施を支援するなど、企業等に対して啓発活動を行います。 ○男女共同参画の推進に貢献する企業等が増加するよう、企業イメージの向上につながるような表彰等の実施に向け、検討を行います。 	商工観光課
就業条件と環境整備の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○働く人が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。 ○多様な労働形態について理解を深められるよう、企業等に対して啓発活動を行います。 	商工観光課
育児休業・介護休業の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場において、性別にかかわらず育児休業や介護休暇等が取得できるよう、職場の体制づくりや育児休業等の取得を促すなどの取り組みを行います。 ○企業等において、性別にかかわらず育児休業や介護休業等が取得できるよう、国の制度の情報提供や啓発を行うほか、優良事例の紹介等を行います。 	総務課 商工観光課

2. 農業や自営業等における取り組みの促進

(1) 農業や自営業等への男女共同参画の推進

農業や自営業等で性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、対等なパートナーシップの確立をめざします。

具体的施策	内容	担当課
農業や自営業等における労働条件改善のための啓発	○商工会やJA（農業協同組合）等との連携により、商工自営業や農業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	商工観光課
農林水産業にかかわる研修参加、情報提供	○「有田川町生活研究グループ」や農業士会、4Hクラブ等の農業関係団体における各種研修会や、他の団体の事業への参加を促します。 ○生活研究グループや農業士会、4Hクラブ等の取り組みや活動について情報発信を行いながら、会員に限定した研修会を可能な範囲でオープン参加可能にするなど、グループの活動に興味を持ってもらい、会員の増加をめざします。	産業課

(2) 家族従事者等も活躍できる環境の整備

家族従事者等が快適に働けるよう、休日や給与等、就労環境の改善に向けての情報提供や経営能力、技術向上のための学習の機会の提供等を行います。

具体的施策	内容	担当課
経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○農業や自営業等の担い手として能力を発揮できるよう、県やJA（農業協同組合）等と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。 ○県やJAと連携しながら、農業後継者対策として新規就農や親元就農への支援、法人化・集落営農組織への支援制度構築を図ります。	産業課
家族経営協定の普及・啓発	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供等を行います。 ○新規就農や親元就農、法人化・集落営農組織への支援を進めていく中で、そのきっかけとして家族経営協定の普及・啓発を図ります。	産業課

3. 男女が共に担う子育てと介護への支援の充実

(1) 保育サービス等による子育て支援の充実

子育て世代のニーズを把握し、必要な人に適切なサービスを提供できるよう支援内容の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児保育、一時保育、延長保育、病児保育等、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。 ○関係機関と連携し、情報の提供に努めます。 	こども教育課
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な家族形態、就労形態等により放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、学童保育の充実に努めます。 ○指導員の研修会等への積極的な参加を促し、資質向上を図ります。 	こども教育課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭に対し、母子自立支援員等による相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。 ○子どもの年齢等により支援内容が異なるため、ひとり親家庭に対する様々な制度について町のホームページや広報紙で周知を行うほか、窓口でも説明を行うなど、積極的に対応していくとともに、相談しやすい窓口対応を心がけます。 	やすらぎ福祉課 健康推進課 こども教育課

(2) 地域における子育て支援の充実

核家族化やライフスタイルの多様化により、子育て家庭を取り巻く環境は変化していることから、すべての人が安心して子育てができる環境づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
子育てバリアフリーの推進	○子育てを支援する生活環境の整備を推進し、地域として子どもを育てる環境・体制づくりを行います。	健康推進課 こども教育課
子育て・親育てへの支援	○身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催します。 ○子育てサークル等が自主的に企画運営しやすいよう支援に努めます。 ○広報活動に努め、各種講座の開催時期や内容の検討を行います。また、母子保健事業に参加していない保護者に対しても必要な情報が伝わるよう、情報発信を行います。 ○講演会等では託児ができるように対応し、参加しやすい体制づくりを行います。	健康推進課 社会教育課 こども教育課
子どもや家庭に関する相談体制の充実	○子育て支援センターを中心に、各保育所等、気軽に相談できる場所、子育てに役立つ身近な情報を提供します。 ○こども家庭センターを中心に、子育て不安等、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、虐待等に関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援の充実に努め、虐待の事実があったときには速やかに対応できる体制を整えます。	こども教育課 健康推進課

(3) 介護を担う人への支援の充実

高齢者ができる限り自立して充実した生活が送れるよう介護予防事業を推進するとともに、介護が必要になった場合においても、良質な介護保険サービスの提供とともに、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課
家族の在宅介護の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報紙に定期的に各種制度や負担軽減の申請等について掲載し、家族介護者の介護の負担軽減を図ります。 ○家族介護者が各種サービスを有効に活用して負担軽減を図れるよう努めます。 	長寿支援課
介護保険サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住みなれた地域で自立した生活が送ることができるよう、介護保険サービス等を充実します。 ○自立支援型地域ケア会議を開催し、理学療法士等の専門職に参画してもらうなど、自立支援・重度化予防のためのケアプランの検討を行います。 	長寿支援課

●●一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場で～●●

- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護等を家族みんなで協力しましょう。
- 身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、相談するように勧めましょう。
- 家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。
- 企業や事業所は、育児・介護休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスへの取り組みを進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 企業や事業所は、国が認定する「子育てサポート企業」として「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」「トライくるみんマーク」を取得しましょう。

【コラム】「くるみんマーク」とは？

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定められた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から「くるみん認定」を受けた証です。

マークには認定基準が異なる「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」「トライくるみんマーク」があり、企業の商品や広告等に付けて企業のPRをすることで、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待されます。

●●めざす目標(計画の指標)●●

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
職場で男女が平等であると答える人の割合 (町民アンケート調査より)	27.1%	40.0%
家庭生活の場で男女が平等であると答える人の割合 (町民アンケート調査より)	30.2%	50.0%
町男性職員の育児休業の取得割合 《妻の産前産後期間中5日の範囲内》	10.0%	50.0%
家族経営協定を締結している農家数	61戸	80戸
男女共同参画推進事業所	6か所	8か所

【コラム】「家族経営協定」とは？

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

わが国の農業の大部分を担う家族経営農業は、家族だからこその良い点もあれば、労働時間や報酬といった労働条件や、生活と仕事の境目等が曖昧になりやすく、各世帯員のストレスや不満につながりやすいという側面もあります。

家族経営協定の締結をきっかけに、めざすべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境の整備について家族間で十分に話し合うことで、農業経営の改善につながります。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

現状と課題

近年、女性の社会進出が進んでいますが、政策や方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とはいえません。アンケート調査結果においても、意思決定の場に女性が参画することについて「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が最も高く、次いで「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」という回答が高いことから、今以上に女性の参画を望む人が多くを占める結果となっています。

また、管理的部門や指導的地位への女性登用が少ない状況として考えられる理由では、「女性は継続して勤務することが困難だから」や「性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」、「登用する側に男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」等が高く、企業や地域の各団体の意識改革や女性が継続して勤務をすることができるような環境整備が必要です。

職場や地域活動、行政等の様々な分野における意思決定過程への女性の参画を促進し、人材の育成に力を入れるとともに、事業所や企業、地域の各団体においても、個人の能力に即しつつ女性を経営や管理職へ積極的に登用していくことが必要です。

また、地域活動で女性が自治会長等の役職につくことが少ない状況として考えられる理由については、「性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」や「女性自身が長などの役職につくことに消極的だから」、「家族の理解や協力が得られにくいから」等の回答が高く、地域、女性自身、家族等幅広い意識改革が必要であると考えられます。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

町の審議会等における政策や方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、具体的に数値目標を定めて取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
審議会等委員への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等委員の選出方法の見直しを行うなど、女性委員比率ゼロの審議会等の解消と、女性委員比率30%以上の達成をめざします。 ○各種審議会委員の改選時には、男女共同参画について説明し、女性の参画を促進します。 	全課
性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○外部研修を含め研修会等について周知するとともに、参加を促進し、女性職員の昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。 ○人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内における男女共同参画の推進を図ります。 	総務課

(2) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりのために、企業や地域団体に対して、方針や決定過程への女性の参画促進に向けた啓発を図ります。

具体的施策	内容	担当課
企業・団体等での方針決定への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けて、啓発に努めます。 ○各団体、グループ等の活動の方針決定の場へ女性が参画できるよう促進します。 	全課

2. 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進

誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
地域活動への参画の推進	<ul style="list-style-type: none">○学校を核とした地域コミュニティの再構成のため、放課後児童対策パッケージ等を充実させます。○性別にかかわらず住民活動の充実を図るため、地域における仕組みづくりや講座・イベント等を開催します。○地域活動連絡協議会の充実と男性の参画を推進します。	社会教育課 こども教育課
地域課題への女性の参画	<ul style="list-style-type: none">○環境・防犯・防災等の地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	全課

3. 国際社会に対する理解の促進

(1) 国際的視点にたった男女共同参画施策の推進

異文化理解や国際交流に取り組み、多文化共生の社会づくりを推進します。また、男女共同参画に関する国際的な取り組みの情報を収集し提供します。

具体的施策	内容	担当課
国際的な取り組みとの協調	○諸外国の状況や国際的な潮流を学習する機会や情報の提供に努めます。 ○外国人を含むすべての町民の人権が尊重され、互いの文化や習慣の違いを理解し、尊重し合う共生社会の実現のため、外国語による表記や相談等支援の充実に努めます。	社会教育課
国際理解教育の推進	○異文化理解や国際的な人権感覚育成のため、幼児期から異文化にふれさせたり、また小中学校では短期留学生との交流や異文化体験により国際理解教育の推進に努めます。	こども教育課 社会教育課

●●一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場で～●●

- 性別にかかわらず町政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会等の政策・方針決定の場に積極的に参加しましょう。
- 自治会等地域における団体の方針の立案や決定に、性別にかかわらず積極的にかかわるよう努めましょう。
- 地域に暮らす外国人の異なる文化や生活習慣、価値観等を相互に理解し合いましょう。

●●めざす目標(計画の指標)●●

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域活動の場で男女が平等であると答える人の割合 (町民アンケート調査より)	26.3%	30.0%
審議会等における女性委員の割合※	25.6%	30.0%
女性を含む審議会等の割合※	59.1%	85.0%
町職員の管理職における女性の割合※	30.0%	40.0%
町職員全員を対象とした男女共同参画研修の実施	0回	1回

※現状値は令和6年度

基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、決して許されるものではありません。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定以降、配偶者等に対する暴力は犯罪となる行為を含むという認識は広がっているものの、いまだに家庭や個人的問題としてとらえられがちです。また、DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の様々な暴力が含まれるということも引き続き広く周知していく必要があります。

アンケート調査結果においても、夫や妻・恋人等、親しい間柄にある男女間の暴力を受けたことがある人のうち、半数近くが「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人でも、約6割が「仕方がないと思い、何もしなかった」と回答しており、暴力に関する問題は潜在化の傾向がみられます。

人権の擁護という観点からも、配偶者等からの暴力やデートDV、児童・高齢者・障がいのある人等の社会的弱者への虐待、性犯罪や性暴力等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりを進めるとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取り組みが必要です。

また、被害の拡大を防ぐためには、暴力等を受けた人が速やかに相談し、早期発見・早期解決につなげていくことが重要であることから、いつでも安心して相談ができる相談機関の周知徹底を行うとともに相談体制を充実するなど、被害を受けた人のその後の生活が確保できるよう、暴力根絶のためのネットワークの整備が必要です。また、再犯防止の観点から、あらゆる暴力の加害者に対しても、心のケアや配慮等、適切な対応と支援を行っていくことが必要です。

1. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

(1) 啓発の充実と関係法令の周知

暴力は許されない犯罪であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、様々な機会を通じて意識啓発を行います。また、DV等に関する啓発や情報提供等、町民の意識改革を図るため、広く啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発	○各所へのポスター掲示やチラシの配布等により、暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	総務課
あらゆる暴力に関する関連法令等の周知	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー規制法」等の周知に努めます。	総務課

2. 犯罪等の防止と被害者への支援の充実

(1) 相談・支援体制の充実

庁内の関係課や警察等の関係機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○DVやセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談窓口についての周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。 ○庁内における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント等の問題の解決を図るための窓口を設け、迅速かつ適切な対応を図ります。 ○町の関係機関において、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置し、迅速な対応に努めます。 ○人権擁護委員による特設相談等を実施し、人権に関する相談を受けるとともに、町広報紙等で町民に周知し、何かあったらすぐに相談できる体制を維持します。 	社会教育課 総務課 健康推進課
セクシュアル・ハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none"> ○関連法令等の周知と順守のための啓発に努めます。 ○「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」を活用し、企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 	総務課

(2) 犯罪防止対策の推進

庁内の関係課や警察等の関係機関、地域町民等と連携しながら、被害者救済のための相談体制の充実を図るとともに、啓発活動に努めます。

具体的施策	内容	担当課
犯罪防止に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪防止のため、関係機関との連携により、見回りや声掛け等の防犯活動を推進します。 ○小中学校登下校時における、少年センターや青少年みまもり隊を中心としたパトロールや、見守りサポーターによる見守り活動等、関係機関との連携による防犯活動を推進します。 ○性犯罪、性暴力防止に向けた相談先の周知を図るとともに、児童生徒等の若年層への適切な教育及び啓発を行います。 	社会教育課 総務課 こども教育課
ネット犯罪防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において、ネットモラルについて授業や講習会を実施するなど、ネット規制ではなく、正しい知識の支援を行います。 ○子どもたちを指導する教員もネット指導講座を受講し、指導力の向上を図ります。 	こども教育課 総務課
再犯防止に向けた対応と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○再犯防止に向けて、関係機関との連携により、DV等の加害者に対してアドバイス、カウンセリング等の対応・支援を行います。 	健康推進課

●●一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場で～●●

- 暴力や差別等、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントの被害については、一人で悩まず、関係機関に相談しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。

●●めざす目標(計画の指標)●●

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
DVについて「被害の経験がある」と答える人の割合 (町民アンケート調査より)	5.6%	0.0%
セクシュアル・ハラスメントについて「被害の経験がある」と答える人の割合 (町民アンケート調査より)	8.9%	0.0%

基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには町民一人ひとりが自らの心身の状態を理解し、健康保持や増進に向けて積極的に取り組むことが必要です。アンケート調査結果においても、今後、重点を置いてほしい施策について、「誰もが安心していきいきと暮らすための取り組み」が半数近くと最も高くなっています。すべての町民が住みなれた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせた支援等の充実が必要です。

国の男女共同参画基本計画において、分野の一つに「地域、防災・環境問題における男女共同参画の推進」が位置付けられ、避難場所等における安全の確保等、男女共同参画の視点からの配慮、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制の確立等が掲げられています。

アンケート調査結果においても、災害に備えるために今後必要だと思うこととして「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」が半数を超えています。また、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」や「日ごろからのコミュニケーション・つながりを大切にする」が上位に挙げられており、防災分野への女性の参画を促進する取り組みが必要となっています。

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害等、より複雑化、多様化、複合化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が全国的に課題となっています。令和4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和5（2023）年には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示されました。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、そのおそれのある女性を含めて、支援窓口の周知等に努めるとともに、支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に行っていく必要があります。

1. 誰もが安心していきいきと暮らすための支援の充実

(1) 生活基盤の整備と支援

安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備、若者やひとり親の経済的・社会的自立の促進、生活困窮者の自立支援、外国人住民が安心して暮らせる環境の整備等誰一人取り残さない生活基盤の整備と支援を図ります。

具体的施策	内容	担当課
安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備	○子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てにかかる支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進します。	やすらぎ福祉課
ひとり親家庭等の経済的・社会的自立の促進	○ひとり親家庭等の経済的・社会的自立を促進するため、職業能力開発・技能習得に関してハローワーク等と連携して情報提供し、就業促進を図ります。	やすらぎ福祉課
生活困窮者に対する自立支援施策の充実	○生活困窮者が抱える複合的な課題の解決に向けて、包括的及び継続的な相談体制の確立を図るとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援を行います。	やすらぎ福祉課
外国人住民が安心して暮らせる環境の整備	○外国人住民が地域で孤立しないよう、習慣や価値観の違いを理解し、互いの文化や風習を学び合える機会の提供・確保に努めます。	社会教育課

(2) 高齢者や障がいのある人の社会参画の促進

性別にかかわらず障がいのある人がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

具体的施策	内容	担当課
自立した生活を維持するための総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○住みなれた地域で自立した生活を継続するため、地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談を実施し、関係機関と連携しながら保険・医療・福祉・介護等の必要なサービスにつなぐ相談支援を行います。 ○確実に相談支援につながるよう、高齢者の総合相談事業について町広報紙や地域のサロン等において周知します。 	長寿支援課
高齢者や障がいのある人の生きがいづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人が生きがいを持って生活が送れるよう、学習・スポーツ・交流等の各種活動に対する支援に努めます。 ○学校支援ボランティアとしての生きがいづくり、子どもとの交流と共生を進めます。 ○他部署とも連携し、様々な世代が参加しやすく、多世代間で交流がしやすいようなイベントづくりを推進します。 	社会教育課 長寿支援課 こども教育課
高齢者や障がいのある人の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター等関係機関との連携により、長年の技能や経験を活かした高齢者雇用、生きがい対策を推進します。 ○障害のある人の就労促進に向けて、有田圏域障がい者就業・生活支援連絡協議会を通じて企業等への働きかけや就労支援を行います。 ○就労支援制度に関する周知が不足しているため、障害者相談支援事業所と連携し、制度の周知と情報提供の充実に努めます。 ○紀中障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、民間企業との連携を深め、就労支援につなげます。 	長寿支援課 やすらぎ福祉課
福祉サービスの情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、町のホームページや広報紙、窓口等において高齢者福祉サービスや障がいのある人にかかる福祉サービス等の情報提供の充実に努めます。 ○制度に関する周知が不足しているため、障害者相談支援事業所と連携し、制度の周知に努めます。 	長寿支援課 やすらぎ福祉課

具体的施策	内容	担当課
日常生活支援事業の推進	○地域での生活が困難な状態にある高齢者や障がいのある人の尊厳が守られ、安心して生活ができるよう、権利擁護体制の充実を図り、各種サービスや制度につなげます。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
高齢者や子ども等誰にもやさしい道路等整備	○道路を整備するとき、バリアフリー化や歩道の整備、路面標示の工夫等、交通弱者を守るよう心がけます。	建設課

2. 生涯を通じた心身の健康支援

(1) あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援

ライフステージに応じて、一人ひとりが自らの健康を適切に管理できるよう支援を行います。

また、発達段階に応じた性や生命に対する教育を行うとともに、心と身体の悩みや健康についての相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、健康診断やがん検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談等を定期的を実施します。 ○運動習慣を取り入れるきっかけづくりを目的に、各種講座等について今後も参加しやすい日時、内容の検討を重ね継続するとともに、運動に関する社会資源等の情報提供に努めます。 	健康推進課
性と生殖に関する互いの意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○各ライフステージに応じて、互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。 	こども教育課 健康推進課

(2) 母子保健の充実

女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠や出産に関して自ら主体的に判断できるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会となるよう情報を提供します。

具体的施策	内容	担当課
妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・不妊にあたって、必要な保健指導及び相談事業の充実に努めます。 ○支援が必要と思われる妊産婦については、関係機関との連携強化を行います。 	健康推進課
子育てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各成長段階に応じた乳幼児健康診査を行います。 ○「育児サロン」等の保護者同士の交流機会を提供し、子育て不安等の軽減に努めます。 ○子育て支援に必要な情報提供(子育てアプリ・子育てガイドブック)に努めます。 ○子育てに関する教室・サロン等への父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。 	健康推進課

(3) 健康をおびやかす問題への対応

すべての町民が住みなれた地域でいつまでも健康に過ごすことができるよう、適切な健康管理に向けた支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 	こども教育課 健康推進課
健康をおびやかす問題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、危険ドラッグ等薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。 	こども教育課 健康推進課

3. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかった防災分野への女性の参画を促進し、性別にかかわらず共同して活力ある社会づくりを進めます。

具体的施策	内容	担当課
防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、町主催の研修会の実施や、町広報紙等への記事を掲載するなど、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	総務課
地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会等の地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成等、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。 ○女性で組織する団体等に対しては、防災リーダー育成研修等を実施します。	総務課
男女共同参画の視点にたった防災対策の推進	○防災対策の立案については災害時に援護が必要な人や性差を考慮した避難所運営等の実施等、様々な角度から対策を講じます。 ○要配慮者や女性の視点を取り入れた災害備蓄物品の購入に努めます。 ○復興業務体制については、女性の視点にたった対応ができるよう取り組みます。 ○地域防災計画や各種防災マニュアルについて、随時見直しを実施します。	総務課

4. 様々な困難を抱える女性への支援

(1) 困難を抱える女性への相談支援等の実施

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援を行います。

具体的施策	内容	担当課
各種関連機関との連携の実施	○和歌山県DV相談支援センターや性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」等についての情報提供を行うとともに、一時保護が必要な支援対象者や同伴児童等の状況に応じて、支援に関する活動を行う民間団体と協働して必要な支援につながるよう調整を図ります。	健康推進課
困難を抱えた女性の自立支援	○心身回復のための支援、生活再建のための支援、就業に向けた支援、住まい確保のための支援等について相談に応じ、関係機関や民間団体と連携しながら困難を抱えた女性の自立支援を図ります。	やすらぎ福祉課
女性の貧困対策の推進	○生理の貧困、非正規労働女性の貧困、シングルマザーの貧困、高齢独居女性の貧困等、見えにくい様々な女性の貧困の把握に努めるとともに、包括的な相談体制の構築を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課

●●一人ひとりの取り組み～家庭・地域・職場で～●●

- 1年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。
- 生涯を通して健康で暮らすために、自分に合ったスポーツや趣味を持ちましょう。
- 障がいのある人も社会に参画し、活躍できるよう支援しましょう。
- 介護はみんなの問題としてとらえ、家庭や地域で協力しましょう。
- 災害時、災害復興時に必要な男女共同参画のあり方について関心を持ちましょう。
- 地域の避難所運営等について、女性や子育て家庭の意見を反映しましょう。
- 様々な困難な問題について、一人で抱えこまずに関係機関に相談しましょう。

●●めざす目標(計画の指標)●●

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合※1		29.3%	40.0%
就労定着支援事業利用者数			3人
町のがん検診の受診率※2	胃	16.4%	40.0%
	大腸	31.9%	40.0%
	胸部	24.8%	40.0%
	乳房	15.6%	50.0%
	子宮	27.6%	60.0%
防災会議委員に占める女性委員の割合※3		0.0%	30.0%
自主防災組織会長に占める女性の割合		1.0%	30.0%
セクシュアル・ハラスメントを受けたが、相談しなかった人の割合※4 (アンケート調査結果から)		84.5%	0.0%
DVを受けたが、相談しなかった人の割合(アンケート調査結果から)		45.0%	0.0%

※1 第9期有田川町介護保険事業計画アンケート結果(現状値は令和4年度)

※2 有田川町健康増進計画(現状値は令和4年度)

※3 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(現状値は令和6年度)

※4 「仕方がないと思い、何もしなかった」「怖くて何もできなかった」「世間体や今後の不利益を考えると何もできなかった」の合計

第5章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、市政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては全庁的な取り組みが必要となります。

計画を周知し、関係各課が実施する事業の進捗状況等について調査、公表し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、あらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう推進します。

2. 町民、関係団体、事業者等との連携確立

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、町民全体の課題であることから、町民と行政の協働による計画の推進が必要です。

町民や地域団体、事業者、行政が一体となって取り組むことができるよう、地域団体や企業等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、町民・地域団体・事業者等の主体的な取り組みを推進します。

3. 国・県等関係機関との連携

本計画を総合的に推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と、近隣市町や県、国、世界の動向に関する情報の収集及び提供を充実させるなど、広い視野を持って取り組む必要があります。

国や県及び男女共同参画関係機関等との連携や協力、情報共有を図り、効果的な計画の推進に努めます。

また、社会経済状況の変化や、国、県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

4. 計画の進行管理

男女共同参画の推進に向けて、町のホームページや広報紙、その他各種情報誌等を活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、町民及び事業者の理解を深め、主体的な取り組みを支援します。

また、本計画においては、実効性のある計画とするため、各施策について目標となる数値を設定しています。これらの目標値を含め、各種取り組みについて、単年ごとに進捗状況を検証・評価し、その結果を踏まえて重点的な取り組みを検討していきます。

資料編

資料1 計画の策定経過

年月日	会議等	議事内容
令和6（2024）年 10月19日（土）～ 11月1日（金）	有田川町男女共同参画推進に向けたアンケート調査	町内在住の18歳以上の方1,000人を無作為に抽出。
令和6（2024）年 10月～11月	関係団体に対するヒアリング調査	町内に組織されている関係団体12団体を対象に調査を実施。
令和6（2024）年 11月8日（金）	第1回有田川町男女共同参画計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 有田川町男女共同参画計画の概要について ● 策定スケジュールについて ● 各種調査の状況報告
令和6（2024）年 12月23日（月）	第2回有田川町男女共同参画計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 有田川町男女共同参画計画（骨子案）の検討 ● 町民アンケート調査結果の報告
令和7（2025）年 1月28日（火）	第3回有田川町男女共同参画計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 有田川町男女共同参画計画（素案）の検討
令和7（2025）年 2月10日（月）～ 2月21日（金）	パブリックコメント	提出意見1件
令和7（2025）年 3月7日（金）	第4回有田川町男女共同参画計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 有田川町男女共同参画計画（案）の承認 ● パブリックコメント結果の報告

資料2 第4次有田川町男女共同参画計画策定委員名簿

氏名	所属	備考
金川 めぐみ	和歌山大学経済学部教授	委員長
白藤 勝俊	人権機関有田川会長	
亀井 道子	人権機関有田川副会長	
森田 美保	人権機関有田川副会長	
林 ちさと	人権擁護委員	
南 佳文	ありだ農業協同組合 総合企画部長	
星田 ルリ	MSパワーズ会長	

資料3 関係団体ヒアリング協力事業所一覧

有田川町PTA連絡協議会	MSパワーズ
有田川町区長会連合会	ありだ農業協同組合
人権機関有田川	おはなしサークルつくしんぼ
有田川町生活研究グループ連絡協議会	有田川町更生保護女性会
有田川町身体障害者福祉連盟	有田川町老人クラブ連合会
有田川町民生委員児童委員協議会	有田川町4Hクラブ

資料4 担当課別 施策一覧表

全課

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり	
	男女共同参画の視点にたった職場づくり
基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	
	審議会等委員への女性の参画促進
	企業・団体等での方針決定への男女共同参画の促進
	地域課題への女性の参画

社会教育課

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり	
	男性の役割分担意識の見直しのための啓発
	教育関係者、保護者への研修の推進
	家庭教育のための学習機会の提供
基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	子育て・親育てへの支援
基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	
	地域活動への参画の推進
	国際的な取り組みとの協調
	国際理解教育の推進
基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり	
	相談支援体制の充実
	犯罪防止に向けた環境整備
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	外国人住民が安心して暮らせる環境の整備
	高齢者や障がいのある人の生きがいづくりへの支援

総務課

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり	
	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催
	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
	多様な性の理解促進に向けた啓発
	性別による固定的な役割分担意識等の見直しのための啓発
	職員研修等の実施
	学習機会の充実
	推進グループの育成・活動支援
	人権意識の高揚
基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	育児休業・介護休業の取得促進
基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	
	性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用促進
基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり	
	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発
	あらゆる暴力に関する関連法令等の周知
	相談支援体制の充実
	セクシュアル・ハラスメントの防止
	犯罪防止に向けた環境整備
	ネット犯罪防止対策の充実
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	防災知識の普及
	地域防災活動への男女共同参画の推進
	男女共同参画の視点にたった防災対策の推進

商工観光課

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	男女雇用機会均等法等の周知
	労働相談、就労相談等の各種相談窓口の情報提供
	女性の就労や再就職を支援するための情報提供
	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供
	企業等との協働による啓発活動の推進
	就業条件と環境整備の働きかけ
	育児休業・介護休業の取得促進
	農業や自営業等における労働条件改善のための啓発

こども教育課

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり	
	男女共同参画の視点にたった保育・教育の推進
	教育関係者、保護者への研修の推進
基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	多様な保育サービスの充実
	学童保育の充実
	ひとり親家庭への支援
	子育てバリアフリーの推進
	子育て・親育てへの支援
	子どもや家庭に関する相談体制の充実
基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	
	地域活動への参画の推進
	国際理解教育の推進
基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり	
	犯罪防止に向けた環境整備
	ネット犯罪防止対策の充実
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	高齢者や障がいのある人の生きがいづくりへの支援
	性と生殖に関する互いの意思の尊重
	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発
	健康をおびやかす問題への取り組み

商工観光課

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	男女雇用機会均等法等の周知
	労働相談、就労相談等の各種相談窓口の情報提供
	女性の就労や再就職を支援するための情報提供
	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供
	企業等との協働による啓発活動の推進
	就業条件と環境整備の働きかけ
	育児休業・介護休業の取得促進
	農業や自営業等における労働条件改善のための啓発

産業課

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	農林水産業にかかわる研修参加、情報提供
	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供
	家族経営協定の普及・啓発

やすらぎ福祉課

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	ひとり親家庭への支援
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備
	ひとり親家庭等の経済的・社会的自立の促進
	生活困窮者に対する自立支援施策の充実
	高齢者や障がいのある人の就労支援
	福祉サービスの情報提供等の充実
	日常生活支援事業の推進
	困難を抱えた女性の自立支援
	女性の貧困対策の推進

健康推進課

基本目標Ⅱ 男女が共にいきいきと働ける環境づくり	
	ひとり親家庭への支援
	子育てバリアフリーの推進
	子育て・親育てへの支援
	子どもや家庭に関する相談体制の充実
基本目標Ⅳ 暴力を許さない社会づくり	
	相談支援体制の充実
	再犯防止に向けた対応と支援
基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実
	性と生殖に関する互いの意思の尊重
	妊娠・出産に関する支援
	子育てに関する支援
	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発
	健康をおびやかす問題への取り組み
	各種関連機関との連携の実施

長寿支援課

基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	自立した生活を維持するための総合相談支援
	高齢者や障がいのある人の生きがいづくりへの支援
	高齢者や障がいのある人の就労支援
	福祉サービスの情報提供等の充実
	日常生活支援事業の推進
	女性の貧困対策の推進

建設課

基本目標Ⅴ 誰もが健やかに安心して暮らせる環境づくり	
	高齢者や子ども等誰にもやさしい道路等整備

資料5 男女共同参画推進に向けたアンケート調査の主な結果

※「全体」は、性別区分「男性」「女性」「その他」「不明・無回答」の値を合計したものです。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どう思いますか。

選択肢	全体		男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
賛成	11	3.1	8	5.3	3	1.5
どちらかといえば賛成	74	20.7	40	26.3	34	16.9
どちらかといえば反対	109	30.4	36	23.7	72	35.8
反対	96	26.8	42	27.6	54	26.9
わからない	60	16.8	24	15.8	36	17.9
不明・無回答	8	2.2	2	1.3	2	1.0

家事分担について、あなたの希望に最も近いものはどれですか。

選択肢	全体		男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ほとんど男性が行う	6	1.7	6	3.9	-	-
男性が中心となって行い、女性も手伝う	3	0.8	-	-	3	1.5
半分ずつ分担して行う	73	20.4	28	18.4	44	21.9
女性が中心となって行い、男性も手伝う	100	27.9	51	33.6	47	23.4
ほとんど女性が行う	27	7.5	14	9.2	12	6.0
性別に関係なく、時間がある方が行う	135	37.7	49	32.2	85	42.3
その他	5	1.4	1	0.7	4	2.0
不明・無回答	9	2.5	3	2.0	6	3.0

家事分担について、あなたの家庭の現実（現状）に最も近いものはどれですか。

選択肢	全体		男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ほとんど男性が行う	7	2.0	5	3.3	2	1.0
男性が中心となって行い、女性も手伝う	5	1.4	3	2.0	2	1.0
半分ずつ分担して行う	17	4.7	10	6.6	6	3.0
女性が中心となって行い、男性も手伝う	118	33.0	56	36.8	61	30.3
ほとんど女性が行う	115	32.1	41	27.0	72	35.8
性別に関係なく、時間がある方が行う	35	9.8	20	13.2	15	7.5
一人暮らしのため、家事は自分でやっている	36	10.1	11	7.2	24	11.9
その他	15	4.2	3	2.0	12	6.0
不明・無回答	10	2.8	3	2.0	7	3.5

「男女共同参画社会」を実現するために、あなたは何ができると思いますか。

選択肢	全体		男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男女が互いに対等な存在として尊重する意識を持つ	229	64.0	109	71.7	117	58.2
性別に関する偏見や先入観を持たないように心がける	206	57.5	90	59.2	114	56.7
家事・育児・介護等、男性があまり担ってこなかったことに取り組む	126	35.2	61	40.1	64	31.8
組織の役割等、女性があまり担ってこなかったことに取り組む	68	19.0	33	21.7	34	16.9
家庭・職場・地域等で男女共同参画について話してみる	46	12.8	20	13.2	26	12.9
男女共同参画に関する制度や社会状況の勉強をする	69	19.3	37	24.3	32	15.9
男女共同参画推進を目的とした事業や住民活動に参加・支援する	36	10.1	21	13.8	15	7.5
その他	2	0.6	1	0.7	1	0.5
わからない	33	9.2	9	5.9	24	11.9
特にない	15	4.2	6	3.9	9	4.5
不明・無回答	16	4.5	6	3.9	8	4.0

「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

選択肢	全体		男性		女性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
法律や制度の面で見直しを行う	81	22.6	39	25.7	41	20.4
政策決定の場に女性を積極的に登用する	77	21.5	42	27.6	34	16.9
地域の役員に女性の参画が進むよう支援する	38	10.6	28	18.4	10	5.0
民間企業等の管理職に女性の登用が進むよう支援する	41	11.5	19	12.5	22	10.9
女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する	35	9.8	16	10.5	19	9.5
従来、女性が少なかった分野への女性の進出を支援する	52	14.5	22	14.5	29	14.4
家庭での家事・育児・介護等への男性の分担を推進する	69	19.3	18	11.8	50	24.9
保育サービスや高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する	99	27.7	31	20.4	66	32.8
男女平等と相互理解や協力について学習機会を充実する	21	5.9	12	7.9	9	4.5
男女ともに働き方の見直しを進める	77	21.5	29	19.1	47	23.4
子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する	132	36.9	49	32.2	82	40.8
子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	80	22.3	29	19.1	50	24.9
男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする	20	5.6	13	8.6	7	3.5
その他	2	0.6	2	1.3	-	-
わからない	23	6.4	6	3.9	17	8.5
特にない	12	3.4	7	4.6	4	2.0
不明・無回答	18	5.0	10	6.6	8	4.0

資料6 関係団体アンケート結果

※掲載にあたり、回答内容について一部文言の調整等を行っています。

問1 貴団体において、運営上または活動上で問題となっていることはありますか。

回答
会員の減少・不足。新規入会者が少ない。
幅広い年代の委員で構成したいが、若い層の委員の確保が難しい。
役員のなり手不足。女性の役員が少ない。
相談の内容が多様化しており、対応に苦慮する。

問2 貴団体の活動する地域では、慣習やしきたりなどによる固定的な性別役割分担意識があると思われますか。(1つに○)

選択肢	回答数
あると思う	2
ないと思う	6
わからない	3

問3 (問2で「あると思う」と回答した団体のみ) 固定的な性別役割分担意識はどのようなときに感じますか。

回答
会員が男性に偏ってしまう。
地域の活動や各団体の長について、男性の割合が多い。
家庭内での家事において、女性が多くの役割を担うことが多い。

問4 貴団体において、主に女性が担っているのはどのような役割や活動ですか。

回答
特にない。男女で変わらない。
女性組合員・利用者による女性会組織活動がある。
会計、監事、代議員、役員。その他、関係機関の役員を兼任。
一人暮らしの女性の自宅に訪問する際に、男性の委員が訪問するのは抵抗がある場合が多いので、役割分担し女性が訪問することがある。
料理教室の主導。

問5 貴団体では、「女性の役員・リーダー就任」または「女性が意思決定に参加しやすくする」ために取り組んでいることはありますか。

回答
女性の役員やリーダーを増やすこと。
団体の男女比は互いに30%を越え、年齢のバランスも考慮している。(会則に明示)
役員選出の際に、女性にも積極的に参画してもらっている。
会則で、役員の中で女性部長1名、女性副部長2名を置くことを定めている。
複数女性理事の選出規定を設けているほか、女性総数の2割以上とする目標を掲げている。
決めたいことがあれば会を開き、相談するようにしている。

問6 男女の家庭・仕事と地域活動との両立は進んでいると思いますか。(1つに○)

選択肢	回答数
進んでいると思う	1
どちらかといえば進んでいると思う	8
どちらかといえば進んでいないと思う	2
進んでいないと思う	1

問7 女性の家庭・仕事と地域活動との両立を進めるためには、どのような課題があると思いますか。

回答
女性というよりも子供を抱える世帯にとって、今の時代はすることが多いと感じる。自分のことで精いっぱい、地域活動との両立をするという時間や気持ちの余裕がないと感じる。
男性が育児休暇等を取りやすい環境にすること。
男女共に希望に応じて家事・育児等を担いつつ、これらの仕事やキャリアとの両立を可能にしていくことが重要。
家庭・職場における理解促進。
最近では家事についても男女ともに分担できている家庭が多いと感じるが、男が外へ出向き、女性が家を守るというような潜在的な意識がまだ根付いているように思う。
若い女性や子連れの方が参加しにくい活動が多い。
家事や介護などを女性がする家庭がいまだに多い。特に介護により委員になることを断られることが多い。
各区長に仕事が偏らないよう、役割分担を明確化する。
「役員は男性にしてもらわない」と女性が前に出ることを遠慮する風潮がある。

問8 男女がともに家庭・仕事と地域活動との両立ができる環境づくりに向けて、要望や事業提案などがありましたらお聞かせください。

回答
広報ありだがわへの掲載やポスターの掲示、学校での特別授業、また講演会等を通じて、男女共同参画という言葉が老若男女、様々な人の目に留まる機会を増やして普段から意識してもらえるように、地道ではあるが周知や啓発活動を続けていってほしい。
催しや行事によっては女性や子どもが参加できるものもあることから、活動を活発化することで、男女問わず地域への参加機会を増やす環境づくりになると考えられる。
男女問わず、特定の人に負担がいかないように幅広く役職を選んでもらいたい。
若い世代や子連れの方が参加しやすい地域活動を行ってほしい。
男性も育児休暇を取ることができるように、各職場で促進していただきたい。
保育サービス、子育て支援の充実。
地域単位で、子どもの教育、子育ての理解・協力を行っていく。

問9 貴団体では、LGBTQ※、障がい者、高齢者、外国人など多様な人材を活かすダイバーシティについて、取組みを進めていますか。(1つに○)

選択肢	回答数
多様な人材の採用・活用に努めている	1
必要性は感じているが、特に取組みはしていない	7
必要性を感じていない	1
むしろデメリットが多いと考えている	0
ダイバーシティということばや考え方を知らなかった	1
その他	1
回答内容	LGBTQをテーマとした研修会の実施

問10 一人ひとりが性別にかかわらず個々の能力を発揮するまちづくりのために、下記のそれぞれの場面においてどのような取組みが必要だと思えますか。

回答	
住民一人ひとりでは	固定観念にとらわれず、日頃からお互いの立場や考えを尊重できる意識を持つ心構え。
	男女の得意な部分を生かして、みんなが協力する意識が必要。個人の得意な分野を生かす。
	お互いの考えを尊重し、必要があればきちんと話し合うように意識する。
	地域のために何かをしようという心構え。そのための研修やミニ集会を重ね、意識変革をしてもらう。

回答	
企業・事業所では	育児・介護休暇の取得の励行や職員向けに人権等の研修を行い、意識づけを行う。
	仕事の役割分担について固定観念を持つことなく、個人の要望や適性に合わせたものを考える。
	職員の採用にあたっては、男女問わず公平に採用すること。
	誰もが働きやすい職場であるために、採用時に相談にのり、できるだけ意に沿った働き方を実現する。
	性別にこだわらず雇用形態を見直す。様々な雇用形態の導入（在宅勤務等）。
学校では	小さい頃から男女平等や多様性のあり方などを学び、“特別なこと”でなく“自然なこと”と感じられるようになればよいと思う。
	男女平等の精神にたち、人権教育の推進や一人ひとりの個性を尊重する教育の推進。地域の人々にも学校行事等で案内を出しもっとオープンにする。
	男女平等社会の教育。性別によって対応を変えたり役割を与えたりせず、協力させることを習慣化させる。
	ひとつの物事に対して、それぞれが役割を担いつつ、お互いに助け合うような学習をする。
	授業だけでなく学校生活時に男女で区別しなくても支障のないこと（並ぶときに男女で分けないなど）は進めていったらいいと思う。
地域・団体では	区長は、習慣的に男性が任されることが多いが、地域住民の理解を進め、女性が参画できる体制を整える必要がある。
	昔に比べ、地域の集まりが少なくなった。年に2回の清掃活動のみになり、班員同士でもつながりが希薄になっている。集まる場をつくりコミュニケーションをとる。
	地域で子どもを育てる、社会教育の強化。
	多様な方が参加できるような活動、啓発を心掛けて行う。
	女性からの視点をより反映させた活動を行う。
	セミナーなどに積極的に参加してもらい、偏見のない地域づくりのための知識を得られる機会が増えたらと思う。

問 11 男女共同参画社会を実現するために、有田川町は今後どのような施策に力を入れていくべきだと思いますか？（3つまで○）

選択肢	回答数
広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発	5
学校などにおける男女平等教育の推進	4
社会教育・生涯学習の場での学習の充実	6
職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底	3
保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実	5
介護サービスの充実	3
検診体制や相談など健康に関する事業の充実	0
地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	3
審議会等の委員への女性の登用	2
女性の就労支援の充実	3
男女共同参画条例の制定	0
その他	0

問 12 行政の男女共同参画施策に対して要望や事業提案などがありましたらお聞かせください。

回答
保育サービスや学童保育等の子育て支援の充実
男女共同参画についての情報が目に入る機会を増やすことで、住民の方にも意識づけできるため、広報や啓発に努めてもらえたらと思う。
働きたい 40 代後半の人等の職場確保。年齢で切るのは良くない。

資料7 国内外の動向

年	国際的な動向	国内の動向	和歌山県の動向	有田川町の動向
昭和 50 (1975)	● 第 1 回世界女性会議 (「世界行動計画」 採択)		● 県女性スポーツ連盟 設立	
昭和 52 (1977)		● 「国内行動計画」策定	● 青少年局育成課に 婦人主幹配置 ● 婦人問題連絡会議 設置	
昭和 54 (1979)	● 国際連合総会(「女子 差別撤廃条約」採択)		● 県女性就業友の会 設立	
昭和 60 (1985)	● 「国連婦人の十年」 ● ナイロビ世界会議	● 「男女雇用機会均等 法」制定 ● 「女子差別撤廃条約」 批准	● 婦人問題アドバイザ ー設置 ● 婦人問題懇話会設置 ● 県婦人会議設立 ● 県婦人問題懇話会 設立	
平成 3 (1991)		● 「育児休業法」制定	● 北陸・中部・近畿婦人 問題地域推進会議 開催(総理府と共催) ● 県農業集落排水推進 協議会設立	
平成 6 (1994)		● 男女共同参画推進 本部設置	● 平成女性和歌集編 ● 「女性の登用推進要 綱」制定	
平成 7 (1995)	● 第 4 回世界女性会議 (「北京宣言・行動綱 領」採択)	● 「育児・介護休業法」 施行	● 「女性のつばさ」 海外派遣開始 ● 「未来わかやまへ 女性からの提案」発行	
平成 11 (1999)		● 「男女共同参画社会 基本法」制定	● 「職場におけるセクシ ュアル・ハラスメント 防止に関する基本方 針」策定	
平成 12 (2000)	● 国連特別総会 「女性 2000 年会議」		● 「和歌山県男女共生社 会づくりプラン」策定	

年	国際的な動向	国内の動向	和歌山県の動向	有田川町の動向
平成 13 (2001)		●「DV防止法」制定	●男女共同参画推進本部設置 ●審議会等への女性の参画促進要綱制定	●旧吉備町「吉備町男女共同参画プランコンチェルト」策定
平成 15 (2003)		●男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ●男女共同参画社会の将来像検討会開催 ●第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	●「和歌山県男女共同参画基本計画」策定	
平成 17 (2005)	●国連「北京+10」閣僚級会合		●「和歌山県男女共生社会推進センターのあり方」提言	●旧金屋町「金屋町男女共同参画プラン」策定
平成 19 (2007)		●「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●「和歌山県男女共同参画基本計画」改定	
平成 20 (2008)				●「有田川町男女共同参画計画～コンチェルト～」策定
平成 23 (2011)	●「UN Women」発足			
平成 24 (2012)			●「和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）」策定	
平成 25 (2013)			●性暴力救援センター和歌山「わかやま mine（マイン）」開設	
平成 27 (2015)	●国際連合サミット（「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択）	●「女性活躍推進法」制定 ●「第4次男女共同参画基本計画」策定		●「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅡ～」策定
平成 29 (2017)			●「女性活躍企業同盟」発足 ●「和歌山県男女共同参画基本計画（第4次）」策定	

年	国際的な動向	国内の動向	和歌山県の動向	有田川町の動向
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」一部施行 		
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ●G20 サミット（「G20 大阪首脳宣言」採択） ●「男女平等に関するパリ宣言」(G7 パリサミット 5月) 			
令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ●「第 6 4 回国連女性の地位委員会」（北京+25）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅢ～」策定
令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ●G20 女性活躍担当大臣会合（G20、イタリア・サンタ・マルゲリータ・リグレ、8月） ●「私たちの共通の課題」国連事務総長報告 			
令和 4 (2022)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性デジタル人材育成プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「和歌山県男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定 	
令和 5 (2023)		<ul style="list-style-type: none"> ●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ●「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」策定 		
令和 6 (2024)		<ul style="list-style-type: none"> ●「困難女性支援法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」施行 	
令和 7 (2025)				<ul style="list-style-type: none"> ●「有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅣ～」策定

資料8 用語解説

あ 行

■育児休業・介護休業

「育児休業」は、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。「介護休業」は、一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

■アンコンシャス・バイアス

誰もが無意識に持っている思い込み。過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差等に関する考え方やとらえ方のこと。

か 行

■固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」等の、「女性だから、男性だから」という、性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる課題が多様化・複合化している状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、女性の人権の尊重及び自立した生活の実現に寄与することを目的として令和4(2022)年5月に公布された法律。

さ 行

■ジェンダー

人間が生まれながらにして持つ生物学的性別(セックス／sex)に対し、社会通念や慣習の中で、社会的・文化的につくり上げられた「男性像」、「女性像」等の性別。社会的性別(gender)のこと。

■自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項において規定される防災組織。「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とする法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられた。

■ストーカー規制法

ストーカー行為等の規制等に関する法律。ストーカー行為等を処罰するなどの、必要な規制と被害者に対する援助等を定め、ストーカー行為の被害から守ることを目的とする法律。

■ストーカー行為

特定の人間に対して好意または怨恨を抱いてつきまとい等の行為を繰り返すこと。

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場・学校等で（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。

た 行

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成 11（1999）年に公布・施行された。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。男女の雇用の均等を目指とする法律。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・子・親戚等から受ける家庭内暴力のこと。近年ではドメスティック・バイオレンスの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人等の近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

は 行

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的とする法律。平成 13(2012)年に国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で成立した。

ら 行

■ライフスタイル

生活の様式。その人間の人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方。

■ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでに経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のこと。

わ 行

■ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

A～Z

■ L G B T Q

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称。Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイ セクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）「Q」は Questioning（クエスチョニング）」や Queer（クィア）の頭文字をとった単語。「L G B T Q+」と表される場合もあり、これは「L」「G」「B」「T」「Q」のセクシュアリティだけでは定義できない立場の人々、他にも様々なセクシュアリティがあることを示す。

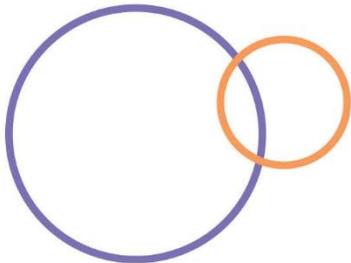
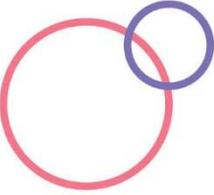
有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅣ～

発行：令和7（2025）年3月

編集：有田川町役場 総務課

〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町大字下津野 2018-4

電話：0737-22-3291（直通） FAX：0737-52-3210



基本理念

人と自然が織りなし みんなが共に
いきいき輝くまち 有田川

